

日立電子サービス厚生年金基金規約

平成13年度末の財政再計算結果に基づき、掛金率の変更を行うものです。
この規約は、平成15年4月1日から施行する。

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この厚生年金基金（以下「基金」という。）は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の老齢、退職又は死亡について給付を行い、もって加入員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この基金は、日立電子サービス厚生年金基金という。

(事 務 所)

第 3 条 この基金の事務所は、次の場所に置く。
神奈川県横浜市戸塚区品濃町 504 番地 2

(設立事業所の名称及び所在地)

第 4 条 この基金が設立されている適用事業所（以下「設立事業所」という。）の名称及び所在地は、別表 1 のとおりとする。

(公告の方法)

第 5 条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 前項によるほか、厚生年金基金令（昭和 41 年政令第 324 号。以下「基金令」という。）の定めるところにより公告しなければならない事項は、官報に掲載する。

第 2 章 代議員及び代議員会

第 1 節 代議員

(定 数)

第 6 条 この基金の代議員の定数は、24 人とし、その半数は、加入員において互選し、他の半数は、設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定する。

(任 期)

第 7 条 代議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、互選又は選定の日から起算する。ただし、互選又は選定が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 代議員の定数に異動を生じたため、あらたに選任された代議員の任期は現に代議員である者の任期満了の日までとする。

(互選代議員の選挙の方法)

第 8 条 加入員の互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選任は単記無記名投票による選挙により行う。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の定数をこえない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入員 1 人について 1 票とする。

(総選挙)

第 9 条 代議員の任期満了による選挙は、代議員の任期が終る日の前 30 日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、代議員の任期が終る日の 15 日以内に行うことができる。

(補欠選挙)

第 10 条 互選代議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行う。

(選挙の公示)

第 11 条 理事会は、総選挙または補欠選挙の期日を定め、理事長は、少なくとも選挙の期日前 20 日までにこれを公示しなければならない。

(当選人)

第 12 条 選挙の結果、最多数の投票を得たものをもって当選人とする。ただし、各選挙区内の代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の 6 分 1 以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 8 条第 1 項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、その代議員候補者をもって当選人とする。

- 3 理事長は、当選人が決ったときは、当選人の氏名および所属する設立事業所の名称を公示しなければならない。

(互選代議員の選挙執行規定)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第 14 条 事業主が選定する代議員（以下「選定代議員」という。）は互選代議員の総選挙の日に選定しなければならない。

- 2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、すみやかにその欠員を選定しなければならない。
- 3 事業主は、代議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。
- 4 前項の通知があったときは、理事長は、直ちに選定された代議員の氏名及び所属する設立事業所の名称を公示しなければならない。

第 2 節 代議員会

(通常代議員会)

第 15 条 通常代議員会は、毎年 2 月及び 9 月に招集するのを常例とする。

(臨時代議員会)

第 16 条 理事長は、代議員の定数の 3 分の 1 以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から 20 日以内に臨時代議員会を招集するものとする。

- 2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を召集することができる。

(代議員会の招集手続)

第 17 条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前 5 日前までに、到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、この基金の事務所の掲示板にこれらの事項を公示しなければならない。

(定 足 数)

第 18 条 代議員会は、代議員会の定数（基金令第 11 条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

(代議員の代理)

第 19 条 代議員は、病気その他やむを得ない理由により代議員会に出席することができないときは、互選代議員にあってはその代議員会に出席する他の互選代議員を、選

定代議員にあってはその代議員会に出席する他の選定代議員を代理人として、議決権又は選挙権を行使することができる。

- 2 前項の規定による代理人は、1人で3人以上の代議員を代理することができない。
- 3 代理人となった代議員は、その代理権を証する書面を代議員会に提出しなければならない。

(代議員会の傍聴)

第 20 条 加入員は、代議員会の会議を傍聴することができる。ただし、代議員会において傍聴を禁止する議決があったときは、この限りでない。

(代議員会の議事)

第 21 条 代議員会の議事は、法、基金令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

- 2 規約の変更（基金令第2条各号に掲げる事項に係るものを除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。
- 3 代議員会では、第18条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員会の議決事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の解任
- (3) 毎事業年度の予算及び事業計画
- (4) 毎事業年度の決算及び業務報告
- (5) 借入金
- (6) その他重要な事項

(代議員会の会議規則)

第 23 条 代議員会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録の記載事項)

第 24 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した互選代議員の氏名、選定代議員の氏名ならびに代理出席を委任した代議員の氏名及び委任を受けた代議員の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及びその可否の数

第 3 章 役員及び職員

(役 員)

第 25 条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

第 26 条 理事の定数は、10 人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

2 理事のうち 1 人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

3 理事のうち 1 人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

4 理事のうち 1 人を年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

5 監事は、代議員会において、互選代議員及び選定代議員のうちからそれぞれ 1 人を選挙する。

(役員の任期)

第 27 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 役員は、第 1 項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行う。

(役員の解任)

第 27 条の 2 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において 3 分の 2 以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) 理事にあつては、第 33 条の 3 の規定に違反したとき。

(役員の選挙)

第 28 条 理事、監事及び理事長は、単記無記名投票により選挙する。ただし、候補者の数が、それぞれ選挙すべき役員の定数をこえない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、選挙人 1 人について 1 票とする。

3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。

4 前各項に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第 29 条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第 30 条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し理事長がその議長となる。

2 理事長は、理事会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、その開会の日の前の5日までに理事に対して会議の目的である事項ならびに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。

3 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の付議事項)

第 31 条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 法第118条第2項の規定による理事長の専決処分（ただし、理事会の開催が困難な場合であって、法律改正等による一律の変更、加入員及び受給権者の権利義務に関らない事項については、事後報告でよいものとする。）
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任
- (5) 年金給付等積立金の管理及び運用に関する基本方針
- (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第 32 条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面により、理事会に加わることができる。

(理事会の会議録)

第 32 条の2 理事会の会議録については、第24条第1項及び第2項の規定を準用する。

(役員の職務)

第 33 条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき又は理事長

が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 理事長は、別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。
- 4 運用執行理事は、理事長を補佐し、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第120条の4の規定により理事長が代表権を有しない事項について、共同してこの基金を代表する。
- 7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める議員会に意見を提出することができる。

(理事の義務及び損害賠償責任)

- 第33条の2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣、地方厚生局長及び地方厚生支局長の処分、規約並びに及び代議員会の議決事項を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

- 第33条の3 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的を以って、

年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして、厚生年金基金規約昭和41年厚生省令第34号。以下、「基金規則」という。)第64条の2に規定する行為をしてはならない。

(職員)

- 第34条 この基金に必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。
- 2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第 4 章 加 入 員

(加入員の範囲)

第 35 条 加入員は、設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第 126 条、第 127 条又は法附則第 4 条の 4 第 2 項の規定によりこの基金の加入員とならなかった被保険者を除く）とする。

(加算適用加入員)

第 36 条 加入員のうち、日立電子サービス株式会社及び株式会社日立エイチ・ビー・エム、株式会社日立テクニカルコミュニケーションズ（以下「会社」という。）の社員（平成 8 年 10 月 1 日現在において効力を有する会社の社員就業規則第 2 条に規定する社員をいう。以下同じ。ただし、本条において、定年（社員就業規則第 62 条に規定する定年をいう。以下同じ。）を超えている者を除く。）である加入員であって、次の各号の 1 つに該当する者を加算適用加入員という。

- (1) 25 歳未満で社員となった者については、25 歳に達した日の属する月以後最初に到来する 10 月以降の加入員
- (2) 25 歳以上で社員となった者については、社員となった日の属する月以後最初に到来する 10 月以降の加入員

2 前項の規定にかかわらず、25 歳以後最初に到来する 10 月を経過した者で、別に定める会社から転入により会社の社員となり、この基金の加入員の資格を取得した者については、その者が、加入員の資格を取得した月以降加算適用加入員という。

(加入員資格取得の時期)

第 37 条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入員の資格を取得する。

- (1) この基金の設立事業所に使用されるに至ったとき。
- (2) その使用される事業所が、設立事業所となったとき。
- (3) この基金の設立事業所に使用される者が、法第 12 条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) この基金の設立事業所に使用される者が、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当するに至ったとき。

(加入員資格喪失の時期)

第 38 条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条の各号のいずれかに該当するに至ったとき、第 5 号に該当するに至ったとき、又は第 6 号の事実があった日に更に前条第 4 号に該当するに至ったときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。

- (2) その設立事業所に使用されなくなったとき。
- (3) その使用される事業所が、設立事業所でなくなったとき。
- (4) 法第12条の規定に該当するに至ったとき。
- (5) 70歳に達したとき。
- (6) 法附則第4条の3第7項ただし書に規定する事業主の同意が撤回されたとき。

(加入員資格得喪に関する特例)

第39条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入員でなかったものとみなす。

(加入員期間)

第40条 加入員期間を計算する場合には、月によるものとし、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 加入員の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の加入員期間を合算する。

(加算適用期間)

第41条 加算適用期間を計算する場合には月によるものとし、加算適用加入員となった月から加算適用加入員でなくなった日の属する月の前月までをこれに算入する。

第 5 章 標準給与及び基準基本給

(標準給与の基礎となる給与の範囲)

第 42 条 標準給与の基礎となる給与の範囲は、法第 3 条第 1 項第 3 号に規定する報酬の範囲とする。

2 設立事業所以外の適用事業所に同時に使用される加入員のその事業所で受ける給与の月額を、前項の給与月額に算入する場合における給与の範囲についても、項の規定を準用する。

(標準給与)

第 43 条 標準給与は、加入員の給与の月額に基づき、法第 20 条に規定する標準報酬月額の例によって定める。

2 給与の月額の算定方法ならびに標準給与の決定及び改定の方法については、法第 21 条から第 25 条までの規定の例による。

(基準基本給)

第 44 条 年金給付（以下「年金給付」という。）及び一時金たる給付（以下「一時金給付」という。）の額ならびに掛金の額の算定にあたっては、標準給与のほか、基準基本給をその計算の基礎として用いるものとする。

2 基準基本給は、加算適用加入員の毎年 8 月 1 日現在における会社の社員退職金規則第 13 条に規定する算定基礎給とする。

3 前項により決定された基準基本給は、その年の 10 月から翌年の 9 月までの各月の基準基本給とする。

4 前項の規定にかかわらず、あらたに加算適用加入員となった者に係る基準基本給は、加算適用加入員となった日現在の基準基本給の月額を、その月からその年の 9 月（8 月 2 日から 12 月 31 日までの間に加算適用加入員となった者については翌年の 9 月までの各月の基準基本給とする。

5 前 3 項の規定にかかわらず、年金給付及び一時金給付（以下「給付」という。）の額を算定する場合の基準基本給（以下「退職時基準基本給」という。）は、次の各号の場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 加算適用加入員が、退職若しくは解雇（会社の社員就業規則第 57 条（第 4 号号を除く。）、58 条及び第 59 条、に規定する退職若しくは解雇をいう。以下「退職」という。）又は死亡により加入員の資格を喪失した者については喪失した日の前日の会社の社員退職金規則第 13 条に規定する基準基本給。

(2) 定年を超えて退職により加入員の資格を喪失した者については、定年に到達た日の会社の社員退職金規則第 13 条に規定する基準基本給。

第 6 章 給 付

第 1 節 通 則

(給付の種類)

第 45 条 この基金が支給する給付は、次のとおりとする。

- (1) 退職年金
- (2) 減額退職年金
- (3) 第1脱退一時金
- (4) 第1遺族一時金
- (5) 第2遺族一時金

(裁 定)

第 46 条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、この基金が裁定する。

(基本退職年金額、第1加算退職年金額及び第2加算退職年金額)

第 47 条 基本退職年金額は、加入員であった全期間の平均標準給与月額（加入員期間の計算の基礎となる各月の標準給与の月額を平均した額をいう。）の1,000分の8.144（別表12の生年月日欄に掲げる者については、同表（B）欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に、加入員期間の月数を乗じて得た額から、法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の平均標準給与の月額の7.125（別表12の2の生年月日欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 法附則第7条の3又は法附則第13条の4に定める老齢厚生年金（以下「繰上げ支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を有する者に支給する基本退職年金額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から、次項の規定により計算した額を減額する。

3 前項に定める減額は、第1項の規定により計算した額に減額率（1,000分の5に当該受給権を取得した月から65歳（法附則第13条の4の規定による受給権者にあつては法附則第8条の2各項に規定する年齢）に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率）を乗じて得た額とする。

4 第1加算退職年金額は、次の各号の場合に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 加算適用加入員期間15年以上かつ定年退職、定年を超えて退職、定年扱退職（会社の社員退職金規則第6条に規定する退職又は解雇をいう。ただし、死亡の場合を除く。以下同じ。）又はやむを得ない事由退職（会社の社員退職金規則第2条第2号ないし第6号及び第4条に規定する退職又は解雇をいう。以下同じ。）により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に、加算適用加入員期間に応じ別表第2に定める率を乗じて得た額

(2) 加算適用加入員期間15年以上かつ50歳未満で自己都合退職（会社の社員退職金規則第5条に規定する退職をいう。以下同じ。）又は加算適用加入員期間15年未満の退職により、加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に、次の（イ）及び（ロ）に定める別表に掲げる率を乗じて得た額に、加入員の資格を喪失した日の前日の年齢に応じ、別表3に定める率を乗じて得た額

（イ） 加算適用加入員期間10年以上の者については別表2の2

（ロ） 加算適用加入員期間10年未満の者については別表第5

5 第2加算退職年金は、次の各号に定める額とする。

(1) 50歳以上56歳未満で、定年扱退職により加入員の資格を喪失した者については、次の（イ）及び（ロ）を合算した額とする。

（イ） 退職時基準基本給に2.622を乗じて得た額

（ロ） 退職時基準基本給に2.916を乗じて得た額

(2) 定年退職、定年を超えて退職又は56歳以上で定年扱退職により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に2.622を乗じて得た額

（端数処理）

第48条 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、給付の額に1円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。

2 給付の額を計算する過程において1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。ただし、第47条第1項に規定する基本年金額を計算する過程において、法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の平均標準給与の月額 $\frac{1}{1,000}$ の7.125（別表12の2の生年月日欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額に50銭未満の端数が生じたときには、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（未支給の給付）

第49条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき未支給の給付があるときの取扱いについては、法第136条において準用する法第37条の規定による。

（生存に関する届書の提出）

第49条の2 退職年金、減額退職年金の受給権者は、生存に関する届書を給付規程の定める日までに提出しなければならない。ただし、基金の年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

（支給期間及び支給期月）

第50条 年金の支給は、年金を支給すべき事由の生じた月の翌月から初め、権利が消

減した月で終るものとする。

- 2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。ただし、第55条第3項又は第64条第3項の規定によりその全部又は一部の支給を停止する場合においては、同項の規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該年金額の全部又は一部は、支給しない。
- 3 年金は、次の表に掲げる区分にしたがい、同表に定める支給期月に、それぞれの前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは、年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても支払うものとする。

金額 期月	9万円以上	6万円以上 9万円未満	3万円以上 6万円未満	3万円未満
支払 期月	2月、4月 6月、8月 10月、12月	2月、6月 10月	6月、12月	6月

第 2 節 退 職 年 金

(退職年金の受給権者)

第 51 条 退職年金は、加入員又は加入員であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

- (1) 加入員期間15年以上である者が、脱退(死亡による脱退を除く。以下同じ。)により加入員の資格を喪失したとき。
- (2) 加入員期間15年未満である者が、60歳に達した日以後において脱退により加入員の資格を喪失したとき、又は脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして60歳に達したとき。
- (3) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき
- (4) 加入員又は加入員であった者が法附則第8条(法附則第8条の2の規定により読み替えられた場合を含む。)の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢年金(以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。)又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したときを除く。
- (5) 老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権者で当該老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得した者であって、その年金の額が、法第43条第3項、法附則第7条の3第5項又は法附則第13条の4第5項若しくは第6項の規定により改定されたとき。
- ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

(退職年金額)

第 5 2 条 退職年金の額は、次の各号の場合に応じ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 加入員期間 1 5 年以上かつ 5 0 歳未満で退職により加入員の資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額と第 1 加算退職年金額とを合算した額とする。
- (2) 加算適用期間 1 5 年以上かつ 5 0 歳以上 5 6 歳未満で定年扱退職により加入員の資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額、第 1 加算退職年金額及び第 2 加算退職年金額とを合算した額とする。
ただし、5 6 歳に達した日の属する月の翌月以降の分については、基本退職年金額、第 1 加算退職年金額及び第 4 7 条第 3 項第 1 号（イ）の規定により計算した額とを合算した額とし、6 5 歳に達した日の属する月の翌月以降の分については基本退職年金額と第 1 加算退職年金額とを合算した額とする。
- (3) 加算適用期間 1 5 年以上かつ定年退職、定年を超え退職又は 5 6 歳以上で定年扱退職により加入員の資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額、第 1 加算退職年金額及び第 2 退職年金額とを合算した額とする。ただし、6 5 歳に達した日の属する月の翌月以降の分については基本退職年金額と第 1 加算退職年金とを合算した額とする。
- (4) 加入員期間 1 5 年未満で定年退職、定年を超えて退職又は加入員期間 1 5 年以上かつ加算適用期間 1 5 年未満かつ 5 0 歳以上で退職により加入員の資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額及び第 1 加算退職年金額を合算した額とする。
- (5) 加入員期間 1 5 年未満で加入員の資格を喪失し、加入員の資格を喪失した日において厚生年金保険の特例支給の老齢厚生年金等の受給権者となった者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額及び第 1 加算退職年金額を合算した額とする。
- (6) 前 5 号以外の者については、基本退職年金額に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第 1 6 0 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者が、厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）の規約の定める支給開始年齢に達した月以後に退職年金の受給権を取得したときは、その者の退職年金の額は、前項の額に当該加算額（以下「基本加算年金」という。）を加算した額とする。

3 法第 1 6 0 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であって、連合会の規約の定める支給開始年齢に達する前に退職年金の年金の受給権を取得している者が当該年齢に達したときは、第 1 項の額に基本加算年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その者の退職年金の額を加算された額に改定する。

4 第 1 項の退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。

(退職年金額の改定)

第 53 条 受給権者である加入員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第 4 項の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を年金額の計算の基礎とし、第 1 号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第 2 号から第 5 号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- (1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入の資格を喪失した日から起算して 1 月を経過したとき。
 - (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
 - (3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
 - (4) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
 - (5) 法附則第 13 条の 4 の規定による受給権者が 65 歳に達したとき。
- 2 退職年金の受給権者のうち繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が 65 歳(法附則第 13 条の 4 の規定による受給権者にあっては法附則第 8 条の 2 各項に規定する年齢)に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本退職年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。

(1) 改定前の基本退職年金額

第 47 条第 1 項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額。

(退職年金受給権の失権)

第 54 条 退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(退職年金の支給停止)

第 55 条 退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。

- (1) 65 歳に達したとき。
- (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (3) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

2 退職年金は、受給権者が 60 歳に達するまでの間は、第 1 加算退職年金に相当する部分の支給を停止する。

3 加入員である退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が 65 歳未満である間は、それぞれ法附則第 13 条第 4 項の各号(第 4 号及び第 5 号を除く)又は法附則第 13 条の 7 第 5 項の各号(第 3 号を除く。)に掲げる場合に依り、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に相当する額に第 1 号に定める額を第 2 号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える額について、その支給を停止する。

(1) 各号に定める額

(2) 加入員であった期間に係る法第 132 条第 2 項(法附則第 7 条の 6 第 1 項の規定により読み替えられた場合を含む。)に規定する額(以下「代行部分の額」という。)

4 前項第 1 号に規定する当該各号に定める額及び前項により計算された額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

5 退職年金は、受給権者が社員である加入員である間は、第 1 加算退職年金額及び第 2 加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

(退職年金の支給義務の移転)

- 第 56 条 この基金は、加入員期間 15 年未満かつ 60 歳未満で、脱退により加入員の資格を喪失した者（以下「中途脱退者」という。）が脱退一時金の請求をした場合を除き、当該脱退一時金の全部又は一部並びに基本退職年金額のうち加入員であった全期間の平均標準給与月額 1,000 分の 8.144（別表 12 の生年月日欄に掲げる者については、同表の（B）欄のように読み替えるものとする。）から 1,000 分の 7.125（別表 12 の 2 の生年月日欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額に、加入員期間の月数を乗じて得た額（以下「上乗せ年金」という。）の支給に関する義務を厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）に移転する。この場合において、年金給付の支払期月は連合会の規約の定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、年金給付の支給に関する義務を連合会に移転する前に、再びこの基金の加入員となった者又は死亡した者は、中途脱退者とししないものとする。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、設立事業所以外の事業所に出向（会社の社員就業規則第 39 条に規定する出向をいう。）したため、この基金の加入員の資格を喪失した者であつて、再びこの基金の加入員となることが明らかである者を中途脱退者とししないものとする。
 - 4 第 1 項の上乗せ年金の支給に関する義務を連合会に移転した者に支給する基本退職年金額は、第 47 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により計算された額から上乗せ年金の額を控除して得た額とする。

(中途脱退者に係る第 1 脱退一時金相当額の交付)

- 第 56 条の 2 この基金は、前条の支給義務の移転に併せて脱退一時金相当額の全部又は一部を連合会に交付する。
- 2 前項の交付は、当該中途脱退者に第 1 脱退一時金の取扱に関し通知した上で行なうものとする。
 - 3 第 1 項の第 1 脱退一時金相当額の全部又は一部を連合会に交付したときは、その額の計算の基礎となった当該中途脱退者の加算適用加入員であった期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。
 - 4 前条の給付の支給に関する義務を連合会に移転した者に支給する基本年金額は、第 47 条の規定にかかわらず、同条の規定により計算された額から上乗せ年金の額を控除した額とする。

(退職年金の支給義務の承継)

(支給義務の継承)

- 第 57 条 この基金は、中途脱退者が再びこの基金の加入員となったときは、連合会からその者に係る上乗せ年金の支給に関する義務（法第 160 条の 2 第 3 項の規定により連合会が年金給付の額を加算し又は、一時金たる給付を支給するものとされている場合にあつては、当該加算額に係る年金給付及び当該一時金たる給付の支給に関する義務を含む。）を承継する。

(現価相当額の交付等)

第 58 条 第 56 条の規定により年金給付の支給義務を連合会へ移転する場合には、基金は、連合会に対し、法第 160 条第 3 項に規定する現価相当額を交付するものとする。

2 この基金は、前条の規定により年金及び一時金の支給に関する義務を連合会から承継した場合には、当該中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額の交付を受けるものとする。

第 3 節 減 額 退 職 年 金

(減額退職年金の受給権者)

第 59 条 退職年金(第 1 加算退職年金額に相当する部分)を受ける権利を有する者が、56 歳以上 60 歳に達する前に第 1 加算退職年金額に相当する部分を受けることを申し出たときは、減額退職年金を支給する。この場合において退職年金は支給しない。

(減額退職年金受給の申し出)

第 60 条 前条の申し出は、退職により加入員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日迄にしなければならない。

(減額退職年金額)

第 61 条 減額退職年金の額は、第 52 条第 1 項に規定する第 1 加算退職年金額を減額第 1 加算退職年金額と読み替えて準用する。

2 前項にいう減額第 1 加算退職年金額は、第 1 加算退職年金額に減額第 1 加算退職年金額の支給を開始する年齢(以下「減額退職年金支給開始年齢」という。)に応じた別表第 4 に定める率を乗じて得た額とする。

3 前項にいう減額退職年金支給開始年齢は、別表第 4 に掲げる年齢に達した日の属する月(別表第 4 に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月に加入員の資格を喪失した者については当該日の属する月の翌月)とする。

4 第 1 項の規定に係らず、法第 160 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者が、連合会の規約に定める支給開始年齢に達した月以後に減額退職年金の受給権を取得したときは、その者の減額退職年金の額は、第 1 項の額に基本加算年金額を加算した額とする。

5 法第 160 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であって、連合会の規約の定める支払開始年齢に達する前に減額退職年金の受給権を取得している者が当該年齢に達したときは、第 1 項の額に基本加算年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その者の減額退職年金の額を加算された額に改定する。

6 第 54 条第 4 項の規定は、第 1 項の減額退職年金の額について準用する。

(減額退職年金額の改定)

第 6 2 条 受給権者である加入員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第 4 項の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を年金額の計算の基礎とし、第 1 号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第 2 号から第 5 号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- (1) 加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して 1 月を経過したとき。
 - (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
 - (3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
 - (4) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
 - (5) 法附則第 1 3 条の 4 の規定による受給権者が 6 5 歳に達したとき。
- 2 減額退職年金の受給権者のうち繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が 6 5 歳（法附則第 1 3 条の 4 の規定による受給権者にあっては法附則第 8 条の 2 各項に規定する年齢）に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本退職年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。
- (1) 改定前の基本退職年金額
 - (2) 4 7 条第 1 項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額
- 3 前 2 項の規定により、減額退職年金の減額第 1 加算退職年金額を計算するにあたっては、減額退職年金支給開始年齢は、あらたに本人が希望した減額退職年金支給開始年齢を基礎とするものとする。

(減額退職年金受給権の失権)

第 6 3 条 減額退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは消滅する。

(減額退職年金の支給停止)

第 6 4 条 減額退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。

- (1) 6 5 歳に達したとき。
 - (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
 - (3) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- 2 減額退職年金は、受給権者が、減額退職年金支給開始年齢未満である間は、減額第 1 退職年金額に相当する部分の支給を停止する。
- 3 加入員である減額退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が 6 5 歳未満である間は、それぞれ法附則第 1 3 条第 4 項の各号（第 4 号及び第 5 号を除く）又は法附則第 1 3 条の 7 第 5 項の各号（第 3 号を除く。）に掲げる場合に依り、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に相当する額に第 1 号に定める額を第 2 号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える額について、その支給を停止する。
- (1) 当該各号に定める額
 - (2) 代行部分の額
- 4 第 3 項第 1 号に規定する当該各号に定める額及び第 3 項により計算された額並びに前項に規定する代行部分の額から法第 1 3 3 条の 2 第 3 項に定める支給停止額を控除して得た額及び前項により計算された額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1

円に切り上げるものとする

- 5 減額退職年金は、受給権者が社員である加入員である間は、減額第1加算退職年金額及び第2加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

第4節 第1脱退一時金

(第1脱退一時金の受給権者)

第65条 第1脱退一時金は、次の各号のいずれかに該当したときに、その者に支給する。

- (1) 加入員期間15年未満で退職年金の受給権を有しない加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が退職（懲戒解雇（会社の社員退職金規則第9条に規定する解雇をいう。以下同じ。）を除く。）により加入員の資格を喪失したとき。
- (2) 加算適用加入員又は加算適用加入員であった者（退職年金加算又は減額退職年金の受給権者を除く。）が懲戒解雇により加入員の資格を喪失したとき。

(第1脱退一時金の額)

第66条 第1脱退一時金の額は、退職時基準基本給に、次の各号に定める別表に掲げる率を乗じて得た額とする。

- (1) 加算適用期間10年以上の者（懲戒解雇された者を除く。）については別表2の2
- (2) 加算適用期間10年未満の者（懲戒解雇された者を除く。）については別表5
- (3) 懲戒解雇された者については別表6

(支給の効果)

第67条 第1脱退一時金の支給を受けた者は、当該給付額の計算の基礎となった加算適用加入員期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

第5節 第1遺族一時金

(第1遺族一時金の受給権者)

第68条 第1遺族一時金（次項に規定する部分を除く。）は、加算適用加入員が、死亡により加入員の資格を喪失したとき又は加算適用加入員であった者が死亡したとき、その者の遺族に支給する。ただし、退職年金（第1加算退職年金額に相当する部分）及び減額退職年金（第1減額加算退職年金に相当する部分）の支給を20年以上受けた者又は80歳以上の者が死亡したときは、この限りではない。

- 2 法第161条の規定により、支給に関する義務を承継した法第160条の2第3項に規定する死亡一時金としての部分は、加入員又は加入員であった者が、連合会の規約の定める基本加算年金額に係る保証期間を経過する前に死亡したときに、その者の遺族に支給する。

(遺族)

第69条 第1遺族一時金を受けることができる遺族の範囲は、基金令第26条第2項に規定する遺族とする。この場合において、第1遺族一時金を受けるべき遺族は、こ

の順位によるものとし、同順位者が2人以上あるときには、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(第1遺族一時金の額)

第70条 第1遺族一時金の額は、第1号から第3号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額と第4号に掲げる額とを合算した額とする。

(1) 加算適用加入員又は加算適用加入員であった者(退職年金又は減額退職年金の受給権者を除く。)が死亡により加入員の資格を喪失したとき。

(イ) 加算適用期間15年以上のときは退職時基準基本給に加算適用加入員期間に応じ別表2に定める率を乗じて得た額に、その者の死亡日の年齢に応じ別表第8に定める率を乗じて得た額。

(ロ) (イ)以外のときは退職時基準基本給に、次に定める別表に掲げるやむを得ない事由による率を乗じて得た額。

加算適用期間10年以上15年未満のときは別表2の2

加算適用期間10年未満のときは別表5

(2) 退職年金又は減額退職年金の受給権者である加算適用加入員であった者が退職年金(第1加算退職年金額に相当する部分)及び減額退職年金(減額第1加算退職年金額に相当する部分)の支給を受ける前に死亡したときは、その者の第1加算退職年金額に相当する額に、その者の死亡日の年齢に応じ別表第8に定める率を乗じて得た額

(3) 退職年金(第1加算退職年金額に相当する部分)又は減額退職年金(減額第1加算退職年金額に相当する部分)の支給を受けている者が死亡したときは、その者が既に支給を受けていた第1加算退職年金額又は減額第1加算退職年金額に、その者が当該給付の支給を既に受けていた期間に応じ、別表9に定める率を乗じて得た額

(4) 第68条第2項に該当する場合、連合会の規約の定めるところにより計算した死亡一時金の額

第5節の2 第2遺族一時金

(第2遺族一時金の受給権者)

第70条の2 第2遺族一時金は、加算適用期間15年以上かつ50歳以上の加算適用加入員が死亡により加入員に資格を喪失したとき又は当該加算適用加入員であった者が死亡したとき、その者の遺族に支給する。ただし、退職年金(第2加算退職年金額に相当する部分)の支給を65歳に達した日の属する月まで受けた者が死亡したときは、この限りでない。

(遺 族)

第 70 条の 3 第 2 遺族一時金を受けることができる遺族の範囲は、基金令第 26 条第 2 項に規定する遺族とする。この場合において、第 2 遺族一時金を受けるべき遺族は、この順位によるものとし、同順位者が 2 人以上あるときには、その 1 人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(第 2 遺族一時金の額)

第 70 条の 4 第 2 遺族一時金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 加算適用期間 15 年以上かつ 50 歳以上の加算適用加入員又は加算適用加入員であった者（退職年金の受給権者を除く。）が死亡により加入員の資格を喪失したときは、退職時基準基本給に、その者の死亡日の年齢に応じ別表 13 に定める率を乗じて得た額
- (2) (第 2 加算退職年金額に相当する部分) の支退職年金給を受けている者が死亡したときは、退職時基準基本給に、その者の死亡日の年齢に応じ別表 13 に定める率を乗じて得た額

第 7 章 福 祉 施 設

(福祉施設)

第 71 条 この基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため必要な施設をすることができる。

第 8 章 費 用 の 負 担

(掛 金)

第 72 条 この基金は、給付に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、掛金を徴収する。

2 前項の掛金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 加入員については

普 通 掛 金 加入員の標準給与の月額に 1,000 分の 10 を乗じて得た額

特 別 掛 金 加入員の標準給与の月額に 1,000 分の 12 を乗じて得た額

(2) 加算適用加入員については

加 算 掛 金 加算適用加入員の基準基本給の月額に 1,000 分の 119 を乗じて得た額

特 別 掛 金 加算適用加入員の基準基本給の月額に 1,000 分の 85 から 1,000 分の 138 までの範囲において、各事業年度毎の代議員会の承認を受けて、定めた率を乗じて得た額

特別掛金の額は、加算適用加入員の基準基本給月額に 1,000 分の 138 を乗じて得た額

3 この基金の設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る掛金の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 号に定める額に第 2 号に定める割合を乗じて得た額と前項第 2 号に定める額を合算した額とする。

(1) 前項の規定により加入員の標準給与の月額に同項第 1 号の掛金率を乗じて得た額

(2) 標準給与の月額の計算の基礎となる給与の月額に対するこの基金の設立事業所で受ける給与の月額の割合

(掛金の負担割合)

第 73 条 加入員及び事業主は、次の各号に定める区分にしたがい、それぞれ掛金を負担する。

(1) 前条第 2 項第 1 号に定める掛金の場合

普 通 掛 金 加入員「10 分の 3」 事業主「10 分の 7」

特 別 掛 金 12 分の 12 で事業主が全額負担する

(2) 前条第 2 項第 2 号に定める掛金の場合

加 算 掛 金 加入員「119 分の 8.5」

事業主「119 分の 110.5」

特 別 掛 金 138 分の 138 で事業主が全額負担する。

(育児休業期間中の加入員の特例)

第 73 条の 2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法

律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）をしている加入員を使用する設立事業所の事業主が、基金に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る前条第1号及び第2号の規定による加入員の負担すべき掛金並びに前条第1号の規定による事業主の負担すべき掛金を免除する。

- 2 育児休業をしている加入員であって法第129条第2項に規定する加入員である者が、基金に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る前条第1号の規定による加入員の負担すべき普通掛金に、第73条第1項第2号に規定する割合を乗じて得た額及び加入員の負担すべき加算掛金の額を免除する。

（積立上限額を超える場合の掛金の控除）

第73条の3 この基金は、毎事業年度の決算において、年金給付等積立金の額が基金令第39条の4第2項に規定する積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準とし基金規則第47条の2で定めるところにより算出した額を、第72条及び第73条に定める掛金並びに第74条に定める徴収金の額から基金規則第47条の3で定めるところにより控除するものとする。

（徴収金）

第74条 この基金は、設立事業所以外の適用事業所に同時に使用される加入員に係る給付の支給に要する費用の一部に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、法附則第30条第2項第4号により読み替えられた法第140条の規定により徴収金を徴収するものとする。ただし、同条第8項の規定により免除される額については、この限りでない。

（事務費掛金）

第75条 この基金は、第72条に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため加入員数に応じ事務費掛金を徴収する。

- 2 前項の事務費掛金の額は、代議員会の議決を経て別に定めるところにより、事業主が負担する。

（掛金等の納付）

第76条 毎月の掛金及び徴収金は、翌月末日までに、この基金に納付する。

（掛金等の源泉徴収）

第77条 事業主（加入員が同時に使用される設立事業所以外の適用事業所の事業主を含む。）は、加入員の負担すべき掛金及び徴収金を給与から控除することができる。

（掛金等の督促及び滞納処分）

第78条 掛金及び徴収金を滞納する者があるときは、この基金は、法第141条にお

いて準用する法第86条の規定により、督促及び処分するものとする。

(延滞金)

第79条 前条の規定により督促をしたときは、この基金は、法第141条において準用する法第87条第1項から第5項までの規定により延滞金を徴収するものとする。

(政府負担金)

第80条 この基金は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

第 9 章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約 並びに業務の委託

(年金給付等積立金の積立て)

第 81 条 この基金は、法第 136 条の 2 に定めるところにより、年金給付等積立金を積立てなければならない。

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第 81 条の 2 この基金は、法第 130 条の 2 第 1 項及び法第 136 条の 3 第 1 項の規定に基づき、年金給付等積立金の管理及び運用に関し、信託会社と自己を受益者とする年金信託契約を、生命保険会社と自己を保険金受取人とする年金保険契約を、投資顧問会社と投資一任契約をそれぞれ締結するものとする。

2 この基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、信託会社と自己を受益者とする年金特定信託契約を締結する。

3 第 1 項の規定により締結する信託契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する内容は、基金令第 30 条第 1 項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に支払われるものとする

(ア) 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

(イ) この基金が、連合会に対して法第 160 条第 3 項及び法第 160 条の 2 第 2 項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は第 1 脱退一時金相当額の交付を行うとき。

(ウ) 基金規則第 44 条の 2 の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。

(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4 第 1 項の規定により締結する保険契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する内容は、基金令第 30 条第 2 項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に、支払われるものとする。

(ア) 加入員もしくは加入員であった者又はこれらの遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

(イ) この基金が、連合会に対して法第 160 条第 3 項及び法第 160 条の 2 第 2 項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は第 1 脱退一時金相当額の交付を行うとき。

(2) 配当金の支払は、基金規則第 44 条の 2 の規定により業務経理への繰入金を受けることができる場合に行われるものであること。

(3) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。

(4) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。

- 5 第2項の年金特定信託契約の内容は、基金令第31条に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第81条の3 前条第1項及び第2項の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

- (1) 運用受託機関又は資産管理機関の名称
 - (2) 信託金又は保険料の払込割合
 - (3) 基金に支払うべき支払金又は保険金の負担割合
 - (4) 資産の額の変更
- 2 運用管理規程は、代議員会の議決を経て決定する。また、定めた事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項については、前項の規定に係らず、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項であって、年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用のために必要なものとして、運用管理規程で定めるものについては、前2項の規定に係らず、運用管理規程で定めるところにより、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、承認を得なければならない。

(運用管理)

第81条の4 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき締結した契約（当該契約に係る資産を他の保険の契約に係る資産と合同して運用する保険の契約を除く。）に係る総資産の構成割合については、基金規則第41条の2第1項に定める構成割合に合致するよう当該契約に係る運用機関と協議するものとする。

(業務の委託)

第82条 この基金は、次の各号に掲げる業務を、UFJ信託銀行株式会社に委託するものとする。

- (1) 年金給付及び一時金たる給付に関する事務
- (2) 年金数理の計算に関する事務
- (3) 改正法附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金に関する事務
- (4) 副本管理に関する事務
- (5) 副本管理に付随する事務
 - ア 加入員記録管理補助
 - イ 年金受給待期者補助
 - ウ 年金受給者記録管理補助
 - エ 厚生年金基金連合会移受換対象者抽出補助

才 統計資料作成補助
力 掛金額計算補助
キ 給付額計算補助

第 10 章 財務及び会計

(財 務)

第 83 条 この基金の財務に関する事項は、法令に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(事業年度)

第 84 条 この基金の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予 算)

第 85 条 この基金は、毎事業年度、予算を作成し、当該事業年度開始前に厚生労働大臣に届け出るものとする。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決 算)

第 86 条 この基金は、毎事業年度の決算を当該事業年度終了後5ヶ月以内に完結するものとする。

2 この基金は、毎事業年度貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書を作成し、監事の意見をつけて前項の決議完結後1ヶ月以内に代議員会に提出し、その議決を受けるものとする。

3 この基金は、前項の書類を当該事業年度終了後6ヶ月以内に厚生労働大臣に提出するものとする。

4 この基金は、第2項の書類を厚生労働大臣に提出したときは、その書類をこの基金の事務所に備えつけ、加入員及び加入員であった者の閲覧に供するものとする。

(剰余金又は不足金の処分等)

第 87 条 年金経理において、決算上の剰余金を生じたときは、これを別途積立金として積立て、また不足金を生じたときは、別途積立金を取りくずしてこれに充て、なお、不足金があるときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

2 業務経理において、決算上の剰余金又は不足金を生じたときは、翌事業年度にこれを繰り越すものとする。

(年金経理から業務経理への繰入れ)

第 88 条 この基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における年金給付等積立金の額が加入員及び加入員であった者に係る責任準備金の額以上の額であって、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、年金経理から業務経理に繰り入れることができる。

(余裕金の運用)

第 89 条 この基金の業務上の余裕金は、基金令第40条に定めるところにより運用す

るものとする。

(掛金及び責任準備金の算出方法)

第 90 条 掛金及び責任準備金の算出方法は、基金令第 33 条に定めるところによるものとする。

(再 計 算)

第 91 条 この基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、少なくとも 5 年ごとに基金規則の定める基準にしたがい、掛金率の再計算を行なうものとする。

2 前項の規定に係らず、剰余金又は不足金が厚生労働大臣の定める額を上回った場合には、ただちに再計算を行うものとする。

(財務及び会計規程)

第 92 条 財務及び会計に関しては、この章に定めるもののほか、代議員会の議決を経て、別に財務及び会計規程を設けるものとする。

第 11 章 解散及び清算

(解 散)

第 93 条 この基金は、次の各号に掲げる理由により解散するものとする。

- (1) 定数の 4 分の 3 以上の多数による代議員会の議決
- (2) 基金の事業の継続の不能
- (3) 法第 179 条第 5 項の規定による解散の命令

2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けるものとする。

3 この基金は、解散したときは、この基金の加入員であった者に係る給付の支給に関する義務を免れるものとする。ただし、解散した日迄に支給すべきであった給付でまだ支給していないものについては、この限りではない。

(清 算)

第 94 条 この基金が解散したときの清算人の選任及びこの基金の清算は、法第 147 条の規定によるものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第 94 条の 2 この基金が解散したときは、基金令第 55 条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を法第 162 条の 3 第 1 項の定めるところにより連合会に納付しなければならない。

(最低積立基準額)

第 94 条の 3 この基金は、加入員及び加入員であった者の受給権を保全するため、毎事業年度末の日（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するものとする。

2 前項の最低保全給付は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める給付とする。

- (1) 基準日において年金受給者又は受給待期脱退者（連合会に全ての年金支給に関する義務を移転した中途脱退者を除く。）である者
規約に基づいて支給されることとなる年金給付

- (2) 基準日において加入員である者

ア 基本部分

標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付のうち、代行年金の額に相当する部分の給付に（ア）に定める按分率を乗じて得た給付と、上乗せ年金の額に相当する部分の給付に（イ）に定める按分率を乗じて得た給付を合算して得た給付とする。

- (ア) 按分率＝ $A1/B1$

A1 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、代行年金の額

の算定に用いる加入員期間（ただし、法附則第30条第1項の認可の日以後の期間を除く。）の月数

B 1 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、代行年金の額の算定に用いる加入員期間（ただし、法附則第30条第1項の認可の日以後の期間を除く。）の月数を除く。）の月数

(イ) 按分率 = $A 2 / B 2$

A 2 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、上乗せ年金の額の算定に用いる加入員期間の月数

B 2 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、上乗せ年金の額の算定に用いられる加入員期間の月数

イ 加算部分

基準日の翌日に加入員の資格を喪失したとした場合に受給資格が得られる次の各号に掲げる年金又は一時金について、当該加入員が標準資格喪失日に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、当該各号に定める按分率を乗じた給付とする。

(ア) 第1加算退職年金

按分率 = C / D

C 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表2の2又は別表5の係数に標準的な退職年齢における別表3の係数を乗じて得た係数もしくは別表2の係数

D 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表2の2又は別表5の係数に別表3の係数を乗じて得た係数もしくは別表2の係数

(イ) 第1脱退一時金

按分率 = E / F

E 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表2の2又は別表5の係数

F 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表2の2又は別表5の係数もしくは別表2の係数に別表10の係数を乗じて得た係数

(ウ) 第2加算退職年金

按分率 = 1

3 前項の標準的な退職年齢は60歳とする。

4 第1項の最低積立基準額は、厚生年金基金令第39条の3第2項及び第3項に定めるところにより算定した額とする。

(解散時不足見込額の徴収)

第94条の4 この基金は、法第145条第2項の規定により解散の認可を受けようとする場合に年金経理に属する資産額が最低積立基準額に満たないと見込まれる時は、代議員会の議決を経た上で、その不足すると見込まれる額（以下「解散前不足見込額」という。）を解散前不足見込額を算出した基準日（以下「算出基準日」という。）現在の設立事業所の事業主から特別掛金として徴収する。

- 2 前項に定める特別掛金の額は、解散前不足見込額を算出基準日現在の設立事業所の最低積立基準額の額に応じて按分した額とする。

(解散時不足額の徴収)

第 9 4 条の 5 この基金が解散した場合において、その解散した日（以下「解散日」という。）における年金経理に属する資産額が解散日を基準日として計算された最低積立基準額に満たないときは、その不足する額（以下「解散時不足額」という。）を解散日現在の設立事業所の事業主から特別掛金として徴収する。

- 2 前項に定める特別掛金の額は、解散時不足額を解散日現在の設立事業所の最低積立基準額に応じて按分した額とする。

(残余財産の分配)

第 9 4 条の 6 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者等」という。）に分配しなければならない。

- 2 前項の分配は、解散日において算定した、各受給権者等に係る第 9 4 条の 3 第 2 項に定める最低保全給付を支給するために必要な給付原資（以下「最低積立基準額相当額」という。）に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

- (1) 残余財産の額が最低積立基準額相当額から最低責任準備金の額を控除した額（以下「上乗せ部分の最低積立基準額相当額」という。）を下回る場合残余財産の額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

(イ) すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額

- (2) 残余財産の額が、上乗せ部分の最低積立基準額相当額を上回り、かつ、すべての受給権者等に係る、基金が存続し解散日の翌日に加入員の資格を喪失したと仮定したときに基金から支給されることとなる給付の現価（以下「要支給額」という。）から最低責任準備金の額を控除した額の総額を下回る場合次のア及びイの合計額

ア 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

イ 残余財産の額からすべて受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額を控除した額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額

(イ) すべての受給権者等に係る、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額の総額

- (3) 残余財産の額が、すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額を上回る場合

残余財産の額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額

(イ) すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除し

た額の総額

- 3 前項の要支給額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額相当額の算定に用いるものと同一のものとする。
- 4 この基金は、受給権者等から分配金の支払の申出があった場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に交付する。
- 5 前項の交付は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

(通 知)

第 95 条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、受給権者等に次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 分配金の額

(2) 分配金の支払方法

- 2 清算人は、加入員であった者の所在が明らかでないため、前項の通知をすることができないときは、その通知に代えて、前項各号に掲げる事項の公示をするものとする。

(相続人に対する支払の効果)

第 96 条 加入員であった者の相続人の 1 人に対して分配金の支払を行ったときは、この基金は、他の相続人に対する支払の責を免れるものとする。

第 12 章 雑 則

(還元融資)

第 97 条 この基金の設立事業所の事業主は、加入員の福祉の増進に資するため、この基金の信託契約及び保険契約に係る資産の総額の 4 分の 1 に相当する額の範囲内の額を、別に定めるところにより還元融資として貸付を受けることができるものとする。

(連合会への加入)

第 98 条 この基金は、連合会に加入するものとする。

(支払保証事業への加入)

第 98 条の 2 この基金は、連合会が行う支払保証事業に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出するものとする。

2 この基金は、毎事業年度の決算時において解散時責任準備金等に基づき、積立水準について検証し、その結果を連合会に報告するものとする。

(業務概況の周知)

第 99 条 この基金は、基金規則第 56 条の 2 に定めるところにより、この基金の業務の概況について周知させるものとする。なお、加入員以外の者であって基金が給付の支給の義務を負っているものについても、できる限り同様に業務の概況について周知が行われるよう努めなければならない。

(実施規則)

第 100 条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続きその他執行について必要な規則は別に定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規約は、昭和 43 年 9 月 1 日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

第 2 条 この基金が成立した日において、加入員の資格を取得した者の昭和 43 年 9 月 1 日から昭和 44 年 9 月までの標準給与については、厚生年金保険の同期における標準報酬とする。

（再計算に関する経過措置）

第 3 条 この基金は、設立後第 1 回の再計算を 3 年後に行うものとする。

（加算適用加入員の特例）

第 4 条 この基金が成立した日において、加入員の資格を取得した者のうち、会社の適格退職年金制度（昭和 40 年 4 月 21 日施行）の加入者である加入員であって、第 36 条第 1 項の規定により、加算適用加入員となれない者については、同条同項の規定にかかわらず、この基金が設立した月以降その者が社員（定年を超えている者を除く。）である加入員である間、加算適用加入員とするものとする。

（過去勤務期間）

第 5 条 この基金が成立した日において、加算適用加入員となった者については、基金設立前の期間のうち、次に定める期間及び出向していた期間（以下「過去勤務期間」という。）を給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

（1） 25 歳以上に達した日以後最初に到来する 4 月 21 日を経過した者で、昭和 39 年 1 月 21 日前に株式会社日立製作所（以下「転入前会社」という。）から転入により会社の社員となった者については、転入前会社における従業員であった期間のうち、25 歳以上に達した日以後最初に到来する 4 月 21 日から会社の社員となった日の属する月の前月までの期間と会社の社員となった日の属する月から、この基金の成立した日の属する月の前月までの期間を合算した期間

（2）（1）以外の者については、第 36 条第 1 項中「日の属する月以後最初に到来する 10 月以降」とあるのは「日以後最初に到来する 4 月 21 日以降」と読み替えて、この基金が設立されていたとしたならば、その者が加算適用加入員となっていたと認められる期間。

2 この基金が成立した日において現に出向中である者が、その後加算適用加入員となったときは、次の期間を過去勤務期間とみなして給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

（1） 昭和 43 年 4 月 21 日現在で 25 歳未満である者については、25 歳に達した日の属する月以降最初に到来する 10 月以後加算適用加入員となった日の属する月の前月までの期間

- (2) 昭和43年4月21日現在で25歳以上の者については、会社の社員であった期間（転入前会社の従業員であった者についてはその期間を含む。）のうち、25歳以上に達した日の属する月以後最初に到来する4月21日から加算適用加入員となった日の属する月の前月までの期間
- 3 この基金が成立した日の後において出向により加入員の資格を喪失した者がその後、加算適用加入員となったときは、次の期間を過去勤務期間と見なして給付の額の算定の基礎として用いるものとする。
- (1) 25歳未満で出向した者であるとき
25歳に達した日の属する月以降最初に到来する10月以後加算適用加入員となった日の属する月の前月までの期間
- (2) 25歳以上で出向した者であるとき
加入員の資格を喪失した日の属する月以降加算適用加入員となった日の属する月の前月までの期間
- 4 前3項の規定により、過去勤務期間を給付の額の算定の基礎として用いる者については、第47条第2項第1号、第52条第1項第1号ないし第3号、第65条第1号、第66条第1号（別表2の2を除く。）同条第2号（別表5を除く。）、第70条第1号（別表2の2及び別表5を除く。）、同条第2号、第70条の2、第70条の4第1号、附則第6条第1項、同条第3項及び附則第6条第1項、同条第3項及び附則第6条の2第1項中「加算適用期間」とあるは「加算適用期間に過去勤務期間を加算した期間」と、第47条第2項第2号の別表2の2、第66条第1号の別表2の2、同条第2号の別表5、同条第3号の別表6、第67条、第70条第1号（ロ）の別表2の2及び別表第6条第3項第2号の別表2の2並びに同条第4項中「加算適用期間」とあるは「加算適用期間に昭和40年4月21日以降の過去勤務期間を加算した期間」と、それぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。
- 5 加入員期間が15年未満で、加算適用期間に過去勤務期間を加えた期間が、15年以上ある者については、第51条第2号の規定に係らず、その者が脱退により加入員の資格を喪失したときに、退職年金を支給する。

（第1特例退職一時金）

- 第6条 この基金は、当分の間、退職（懲戒解雇による退職を除く。）により加入員の資格を喪失し、第52条第1項第1号から第5号に該当する者の申し出により、第1特例退職一時金を支給する。
- 2 前項の申し出は、加入員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までにしなければならない。
- 3 第1特例退職一時金の額は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 加算適用期間15年以上で定年退職、定年を超えて退職、定年扱退職又はやむを得ない事由退職により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に加算適用期間に応じ別表第2に定める率を乗じて得た額に、加入員の資格を喪失した日の前日の年齢に応じ別表第10に定める率を乗じて得た額
- (2) 加算適用期間15年以上かつ50歳未満で自己都合退職又は加算適用期間15

年未満の退職により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に次の（イ）及び（ロ）に定める別表に掲げる率を乗じて得た額

（イ） 加算適用期間 10 年以上の者については別表 2 の 2

（ロ） 加算適用期間 10 年未満の者については別表 5

- 4 第 1 項の規定により、第 1 特例退職一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となった加算適用期間に基づく第 1 加算退職年金額に相当する部分を既に支給したものとみなす。

（第 2 特例退職一時金）

第 6 条の 2 この基金は、当分の間、加算適用期間 15 年以上で定年退職、定年を超えて退職又は定年扱退職により加入員の資格を喪失した者の申し出により、第 2 特例退職一時金を支給する。

- 2 前項の申し出は、加入員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までにしなければならない。

- 3 第 2 特例退職一時金は、退職時基準基本給に加入員の資格を喪失した日の前日年齢に応じ別表 13 に定める率を乗じて得た額とする。

- 4 第 1 項の規定により、第 2 特例退職一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となった加算適用期間に基づく第 2 加算退職年金額に相当する部分を既に支給したものとみなす。

（選択一時金）

第 6 条の 3 基本加算年金額が加算された退職年金又は、減額退職年金の受給権者並びにこの基金の加入員であって、法第 160 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者は、当分間、次項に定めるところにより、年金給付の支給に代えて、選択一時金の支給を受けることができる。

- 2 法第 161 条の規定により、支給に関する義務を承継した法第 160 条の 2 第 3 項の規定する一時金たる給付としての部分に係る選択一時金は、退職年金又は減額退職年金の受給権者が、連合会の規約に定める選択一時金の申出事由に該当する場合であって、かつ、次の各号のいずれかのときにおいて一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

- （1） 退職年金又は減額退職年金のうち、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始されるとき。

- （2） 退職年金又は減額退職年金の受給権者が、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始された後連合会の規約の定める保証期間を経過する前に一時金の選択を希望するとき。

- 3 この基金の加入員であって、法第 160 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者に対する選択一時金は、連合会の規約の定めるところにより当該者が加入員の資格を喪失した場合において一時金の選択を申し出したときに、その者に支給する。

- 4 選択一時金の額は、連合会の規約の定めるところにより計算した額とする。

- 5 退職年金又は減額退職年金の受給権者が第2項又は第3項に定めるところにより、申し出たときは、その者に支給する退職年金又は減額退職年金のうち、基本加算年金額を一時金の選択割合に応じて減額する。

(適格退職年金の変更に伴う掛金の徴収)

第7条 この基金は、第72条に定める掛金のほか、会社の適格退職年金制度（昭和40年4月1日施行）の変更に伴い、次の各号に掲げる額の合計額を、附則第5条に定める過去勤務期間に係る給付に要する費用に充てるための掛金として徴収する。

- (1) 適格退職年金制度の変更に伴い、当該年金信託契約の共同受託者及び当該年金保険契約の保険者より事業主に返還された返還金及び解約返戻金に相当する額。
- (2) 適格退職年金制度の変更に伴い、当該制度の加入員の資格を喪失した加入員（以下「移行加入員」という。）に、当該制度から返還された返還金以下「加入員資格喪失時返還金」という。）に相当する額の合計額

2 事業主及び移行加入員は、前項に定める掛金として、次の各号に掲げる額を負担する。

(1) 事業主

前項第1号に定める返還金及び解約返戻金に相当する額

(2) 移行加入員

加入員資格喪失時返還金に相当する額

3 事業主は、事業主及び移行加入員が前項各号に掲げる額を収受した日に、その合計額を基金に納付する。

附 則

(定年が55歳より56歳に改訂されたことに伴う変更及び事業所編入)

(施行期日)

第1条 この規約は、厚生大臣の認可の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。

(加算適用加入員に関する経過措置)

第2条 昭和43年10月1日において現に55歳を超えている者については、規約第36条の規定に係らず加算適用加入員としない。

附 則

(法改に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し昭和44年11月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 昭和44年11月1日前にこの基金の加入員の資格を取得して同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち同年10月の標準給与月額が7千円、8千円若しくは9千

円又は6万円である者（当該標準給与月額の基本となった給与の月額が6万2千円未満である者を除く。）の標準給与は、当該標準給与月額基本となった給与の月額をこの規による変更後の規約第43条第1項の規定による標準給与の基本となる給与の月額とみなして、昭和44年11月1日に改定する。

2 前項の規定によって改定された標準給与は、昭和44年11月から昭和45年9月までの各月の標準給与とする。

（平均標準給与月額の計算に関する特例）

第3条 昭和44年11月1日前に加入員であった者に関し、同日以後に退職年金を受ける権利を有するに至った者に支給する退職年金につき平均標準給与月額を計算する場合において、その計算の基本となる標準給与月額に1万円に満たないものがあるときは、これを1万円とする。

（従前の年金額の特例）

第4条 昭和44年11月1日において現に第6章の規定によりその額が、計算された退職年金を受ける権利を有する者に支給する当該退職年金については、その額を第6章の規定及び前条の規定により計算した額とする。

（掛金に関する経過措置）

第5条 昭和44年10月以前の月に係る掛金の額は、なお従前の掛金率及び負担割合による。

（年金の支給開始に係る特例）

第6条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴い、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の適用の日厚生年金保険の通算老齢年金の受給権を取得したことにより、この基金の退職年金の受給権を取得した者に支給する当該退職年金は、規約第50条の規定に係らず昭和44年11月1日からとする。

附 則

（基準基本給の一律1.3倍化に伴う変更）

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行する。

（給付に係る特例）

第2条 第47条並びに給付に係る別表2の2、別表5、別表6、別表7及び別表10は、昭和45年4月21日において会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂された加算適用加入員については、昭和45年4月21日から昭和45年5月21日において、会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂された加算適用加入員については、昭和

45年5月21日から適用する。

2 第72条及び第73条の規定は、昭和45年10月1日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第3条 昭和45年4月21日においてこの基金の給付を受ける権利を有する者及び昭和45年4月21日において会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂されなかった者で、昭和45年4月22日から昭和45年5月21日までの間にこの基金の給付を受ける権利を取得した者については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第4条 昭和45年10月前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(給付改善に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行する。

(給付に係る特例)

第2条 第47条、第66条、第70条、附則(昭和43年9月1日施行)第5条及び第6条、附則(昭和45年7月22日施行)第2条、別表2、別表2の2、別表7並びに別表10の改正規定は昭和46年9月21日から、第72条及び第73条の改正規定は昭和46年10月1日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第3条 昭和46年9月21日現在においてこの基金の給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第4条 昭和46年10月前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(財政再計算に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は認可の日から施行する。

附 則

(基準基本給の一律 1.2 倍化に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行する。

(給付に係る特例)

第 2 条 給付に係る別表 2、別表 2 の 2、別表 5、別表 6 は、昭和 48 年 4 月 21 日において会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂された加算適用加入員については、昭和 48 年 4 月 21 日から昭和 48 年 5 月 21 日において会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂された加算適用加入員については、昭和 48 年 5 月 21 日から適用する。
2 第 7 2 条及び第 7 3 条の規定は、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第 3 条 昭和 48 年 4 月 21 日においてこの基金の給付を受ける権利を有する者及び昭和 48 年 4 月 21 日において会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂されなかった者で、昭和 48 年 4 月 22 日から昭和 48 年 5 月 21 日までの間にこの基金の給付を受ける権利を取得した者については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 4 条 昭和 48 年 10 月前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(法改に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し昭和 48 年 11 月 1 日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第 2 条 昭和 48 年 11 月 1 日前にこの基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年 10 月の標準給与月額が 18 千円 以下である者又は 134 千円である者の標準給与は、当該標準給与月額の基礎となった給与の月額を改正後の法第 20 条の例による規約第 43 条に規定する標準給与の基礎となる給与の月額とみなして昭和 48 年 11 月 1 日に改定する。
2 前項の規定によって改定された標準給与は、昭和 48 年 11 月から昭和 49 年 9 月までの各月の標準給与とする。

附 則

(法改に伴う変更)

附則（昭和 43 年 10 月 1 日施行）第 7 条中「第 7 1 条」を「第 7 2 条」に改める。

附則（昭和 45 年 7 月 22 日施行）第 2 条第 2 項中「第 7 1 条及び第 7 2 条」を「第 7

2条及び第73条」に改める。

附則（昭和47年3月22日施行）第2条第2項中「第71条及び第72条」を「第72条及び第73条」に改める。

附則（昭和48年9月21日施行）第2条第2項中「第71条及び第72条」を「第72条及び第73条」に改める。

附 則

（日立電子サービス労働組合を設立事業所とする）

（施行期日）

第1条 この規約は認可の日から施行し、設立事業所の増加にかかる規約については昭和49年2月4日から適用する。

附 則

（法の改正）

（施行期日）

第1条 この規約は、昭和49年11月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 昭和49年10月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

（給付改善に伴う変更）

（施行期日）

第1条 この規約は認可の日から施行し、昭和50年11月1日から適用する。

（給付に関する経過措置）

第2条 昭和50年11月1日現在においてこの基金の給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

（掛金に関する経過措置）

第2条 昭和50年11月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

（基準基本給の一律1.2倍化に伴う変更）

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行する。

(給付に係る特例)

第 2 条 給付に係る別表 2、別表 2 の 2、別表 5、別表 6 は、昭和 51 年 4 月 21 日において会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂された加算適用加入員については、昭和 51 年 4 月 21 日から昭和 51 年 5 月 21 日において会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂された加算適用加入員については、昭和 51 年 5 月 21 日から適用する。

2 第 7 2 条及び第 7 3 条の規定は、昭和 51 年 10 月 1 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第 3 条 昭和 51 年 4 月 21 日においてこの基金の給付を受ける権利を有する者及び昭和 51 年 4 月 21 日において会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂されなかった者で、昭和 51 年 4 月 22 日から昭和 51 年 5 月 21 日までの間にこの基金の給付を受ける権利を取得した者については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 4 条 昭和 51 年 10 月前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(法改に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、昭和 51 年 8 月 1 日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第 2 条 昭和 51 年 7 月前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

(標準給与に関する経過措置)

第 3 条 昭和 51 年 8 月 1 日前にこの基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年 7 月の標準給与月額が 28 千円以下である者又は 200 千円である者の標準給与は、当該標準給与月額の基礎となった給与の月額を改正後の法第 20 条の例による規約第 43 条に規定する標準給与の基礎となる給与の月額とみなして、昭和 51 年 8 月 1 日に改定する。

2 前項の規定によって改定された標準給与は、昭和 51 年 8 月及び 9 月の標準給与とする。

附 則
(給付改善に伴う変更)

(施行期日)

- 第 1 条 この規約は認可の日から施行し、昭和 52 年 9 月 21 日から適用する。
- 2 前項の規定に係らず、第 72 条及び第 73 条の改定規定は、昭和 52 年 10 月 1 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

- 第 2 条 昭和 52 年 9 月 21 日現在において、現にこの規約による変更前の規約に基づく給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

- 第 3 条 昭和 52 年 10 月前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則
(信託及び保険契約に伴う受託機関の変更)

この規約は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(法改に伴う変更)

(施行期日)

- 第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、昭和 53 年 6 月 1 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

- 第 2 条 70 歳に達する月前に加入員の資格を取得した者で、昭和 53 年 6 月 1 日において、70 歳以上の加入員であり、かつ、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていないときは、昭和 53 年 6 月から退職年金を支給する。
- 2 前項における退職年金の額については、第 52 条第 2 項の規定に係らず、70 歳以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。
- 第 3 条 70 歳に達する月前に退職年金又は減額退職年金の受給権を取得した者で、昭和 53 年 6 月 1 日において、70 歳以上の加入員である退職年金又は減額退職年金の受給権者(第 53 条又は第 62 条第 1 項の規定により既に 70 歳以後において退職年金又は減額退職年金の額の改定が行われている者を除く。)に支給する退職年金又は減額退職年金の額は、その者が 70 歳に達した月前における加入員であった期間を退職年金又は減額退職年金の計算の基礎とするものとし、昭和 53 年 6 月からその基本退職年金額を改定する。

附 則

(基準基本給の一律1.1倍化に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。

(給付に係る特例)

第2条 給付に係る別表2、別表2の2、別表5、別表6は、昭和54年4月21日において会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂された加算適用加入員については、昭和54年4月21日から昭和54年5月21日において会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂された加算適用加入員については、昭和54年5月21日からそれぞれ適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 昭和54年4月21日においてこの基金の給付を受ける権利を有する者及び昭和54年4月21日において会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂されなかった者で、昭和54年4月22日から昭和54年5月21日までの間にこの基金の給付を受ける権利を取得した者については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 昭和54年9月前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(給付改善に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は認可の日から施行し、昭和54年9月21日から適用する。

2 前項の規定に係らず、第72条及び第73条の変更規定は、昭和54年10月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 昭和54年9月21日前において、変更前の規約による給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 昭和54年9月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(法改に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、昭和 55 年 6 月 1 日から適用する。ただし、第 72 条及び第 73 条については、昭和 55 年 10 月 1 日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第 2 条 昭和 55 年 10 月 1 日前に、この基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に加入員の資格を取得した者又は法第 23 条第 1 項の規定の例により同年 8 月若しくは同年 9 月から標準給与が改定された者であって、同年同月の標準給与の月額が 42 千円以下である者又は 320 千円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が 330 千円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第 20 条の例による標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定によって改定された標準給与は、昭和 55 年 10 月から昭和 56 年 9 月までの各月の標準給与とする。

(給付に関する経過措置)

第 3 条 変更後の規約第 55 条第 4 項及び第 64 条第 4 項の規定による退職年金の支給の停止については、昭和 55 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間は、第 55 条第 4 項及び第 64 条第 4 項中「法第 46 条第 1 項又は第 46 条の 7 第 1 項」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 82 号）附則第 9 条及び第 14 条の規定による読み替え後の法第 46 条第 1 項又は第 46 条の 7 第 1 項」とする。

2 昭和 55 年 5 月以前の月に係る日立電子サービス厚生年金基金の規約による給付であって、同年 6 月 1 日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 4 条 昭和 55 年 9 月以前の月に係る掛金の額は、なお従前の例による。

附 則

(給付改善に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は認可の日から施行し、昭和 56 年 9 月 21 日から適用する。ただし、第 72 条及び第 73 条については、昭和 56 年 10 月 1 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第 2 条 昭和 56 年 9 月 21 日前において、変更前の規約による給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 3 条 昭和 56 年 9 月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(給付改善に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は認可の日から施行し、昭和 58 年 9 月 21 日から適用する。ただし、第 72 条及び第 73 条については、昭和 58 年 10 月 1 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第 2 条 昭和 58 年 9 月 21 日前において、変更前の規約による給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 3 条 昭和 58 年 9 月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(株式会社日立ビジネス機器を設立事業所として編入)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

(加算適用加入員に関する特例)

第 2 条 昭和 59 年 4 月 1 日において日立電子サービス株式会社の社員から株式会社日立ビジネス機器の社員に転属した者のうち、既にこの基金の加算適用加入員である者については、引き続きこの基金の加算適用加入員となるものとし、その者に係る基準基本給は、第 44 条の規定に係らず、昭和 59 年 4 月 1 日における基準基本給とする。

附 則
(給付改善に伴う変更)

(施行期日)

- 第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、昭和 60 年 9 月 21 日から適用する。
ただし、第 7 2 条及び第 7 3 条については、昭和 60 年 10 月 1 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

- 第 2 条 昭和 60 年 9 月 21 日において、現に変更前の規約による給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

- 第 3 条 昭和 60 年 9 月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則
(法改に伴う変更)

(施行期日)

- 第 1 条 この規約は、昭和 60 年 10 月 1 日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

- 第 2 条 昭和 60 年 10 月 1 日前に、この基金の加入員の資格を取得した日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に加入員の資格を取得した者又は法第 23 条第 1 項の規定の例により同年 8 月若しくは同年 9 月から標準給与が改定された者であって、同年同月の標準給与の月額が 64 千円以下である者又は 410 千円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が 425 千円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）による改正後の厚生年金保険法第 20 条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。
- 2 前項の規定によって改定された標準給与は、昭和 60 年 10 月から昭和 61 年 9 月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)

- 第 3 条 昭和 60 年 9 月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則
(給付改善に伴う変更)

(施行期日)

- 第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、昭和 60 年 10 月 21 日から適用する。
ただし、別表 2、別表 2 の 2 及び別表 5 については、昭和 60 年 9 月 21 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

- 第 2 条 昭和 60 年 9 月 21 日において、現に変更前の規約による給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

- 第 3 条 昭和 60 年 9 月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則
(端数処理の変更)

(施行期日)

- 第 1 条 この規約は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(端数処理に関する経過措置)

- 第 2 条 この基金が給付する年金たる権利の裁定及び給付の額を改定する場合であって、昭和 61 年 4 月 1 日の属する月前の給付の額の端数処理については、なお従前の例による。

附 則
(法改に伴う変更)

(施行期日)

- 第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

(加入員の資格に関する経過措置)

- 第 2 条 大正 10 年 4 月 1 日以前に生まれた者であって、昭和 61 年 3 月 31 日において、この基金の加入者であった者（昭和 61 年 4 月 1 日に変更後の規約第 38 条の規定により当該加入員の資格を喪失する者を除く。）は、昭和 61 年 4 月 1 日に、当該加入員の資格を喪失する。

(代議員及び役員の資格に関する経過措置)

- 第 3 条 この基金の代議員及び役員の資格については、昭和 63 年 3 月 31 日（同日におい

て現にこの基金の代議員又は役員である者については、その任期が終了する日)までの間、変更後の規約第6条及び第8条第1項中「加入員」とあるのは「加入員(昭和63年3月31日までの間に変更後の規約第38条第5号に該当することにより加入員の資格を喪失した者及び前条の規定により加入員の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失したときから引き続き設立事業所に使用されているものを含む。)」とする。

(給付に関する経過措置)

- 第4条 大正15年4月1日以前に生まれた者及び昭和61年4月1日前に支給事由の生じた国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。)第3条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金若しくは施行日の前日において法律によって組織された共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。)若しくは減額退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。)の受給権者については、変更後の規約第47条第1項、第51条、第53条、第55条、第62条及び第64条の規定を適用せず、変更前の規約第47条第1項、第51条、第53条(第3号及び第4号を除く。)、第55条、第62(第1項第3号及び第4号を除く。)及び第64条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規約第55条第4項及び第64条第4項中「法第46条第1項又は第46条の7第1項」とあるのは、「法附則第11条」と読み替えるものとする。ただし、改正前の厚生年金保険法による通算老齢年金及び特別老齢年金の受給権者の退職年金の支払期月については、昭和61年12月31日までの間は、変更前の規約第50条の規定は、なおその効力を有する。
- 2 この基金が支給する年金たる給付であって、昭和61年4月1日以前に支給事由の生じたもの(前項に規定する者に支給するものを含む。)については、前項及び次条の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。
- 3 昭和61年4月1日前にこの基金が支給する年金たる給付の受給権を得た後、再びこの基金の加入員となった者に係る年金たる給付の額を昭和61年4月1日以後に改定又は裁定する場合には、前項の規定に係らず、変更後の規約第47条第1項の規定によって得た額とする。ただし、その額のうち基本退職年金額が従前の当該年金給付の額に満たないときは、これを従前の当該年金給付の額に相当する額とする。
- 4 前項の該当者であって、昭和61年4月1日前の規約により裁定された者に係る年金たる給付の額のうち加算退職年金額については、なお従前の例による。

(年金給付の費用の負担に関する経過措置)

- 第5条 この基金が支給する年金たる給付のうち昭和61年4月1日の属する月前の月分の給付の費用の負担については、なおその従前の例による。

(業務の委託に関する経過措置)

- 第6条 この基金が変更前の規約第83条により委託する業務のうち、国庫負担金に関する事務については、当該業務が存する間にあっては、変更後の規約第82条の規定にかかわ

らず、なおその従前の例による。

附 則

(給付改善に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第 2 条 昭和 63 年 4 月 1 日前において、この規約の変更前の規約による給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

(みなし第 1 加算退職年金額)

第 3 条 この規約の変更前の規約による加算退職年金額は、この規約による第 1 加算退職年金額とみなす。

(みなし減額第 1 加算退職年金額)

第 4 条 この規約の変更前の規約による減額加算退職年金額は、この規約による減額第 1 加算退職年金額とみなす。

(みなし第 1 脱退一時金)

第 5 条 この規約の変更前の規約による脱退一時金は、この規約による第 1 脱退一時金とみなす。

(みなし第 1 遺族一時金)

第 6 条 この規約の変更前の規約による遺族一時金は、この規約による第 1 遺族一時金とみなす。

(みなし第 1 特例退職一時金)

第 7 条 この規約の変更前の規約による特例退職一時金は、この規約による第 1 特例退職一時金とみなす。

(掛金に関する経過措置)

第 8 条 昭和 63 年 3 月以前の月分に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(法改に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(株式会社日立テクニカルコミュニケーションズ、株式会社中部日立ビジネス機器、株式会社関西日立ビジネス機器を設立事業所として編入)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成元年 10 月 1 日から適用する。

(加算適用加入員に関する特例)

第 2 条 平成元年 10 月 1 日において日立電子サービス株式会社から株式会社日立テクニカルコミュニケーションズの社員に、又株式会社日立ビジネス機器から株式会社中部日立ビジネス機器及び株式会社関西日立ビジネス機器の社員に転籍した者のうち、既にこの基金の加算適用加入員であるものについては、引き続きこの基金の加算適用加入員となるものとし、その者に係る基準基本給は第 44 条の規定に係らず、平成元年 10 月 1 日における基準基本給とする。

附 則

(法改に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 2 年 2 月 1 日から適用する。ただし、次条については、平成元年 12 月 1 日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第 2 条 平成元年 12 月 1 日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であって、平成元年 11 月の標準給与の月額が 76 千円以下であるもの又は 470 千円であるもの(当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が 485 千円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第 86 号)による改正後の厚生年金保険法第 20 条の規定の例による標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成元年 11 月から平成 2 年 9 月までの各月の標準給与とする。

附 則

(給付改善に伴う変更)

保証期間変更
10年→13年

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第 2 条 平成 2 年 4 月 1 日前において、この規約の変更前の規約による給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 3 条 平成 2 年 3 月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(基準基本給の一律 1.1 倍化に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

(給付に係る特例)

第 2 条 第 4 4 条第 5 項については、平成 2 年 4 月 1 日から、別表 2、別表 2 の 2、別表 5、別表 6、別表 13 は、平成 2 年 4 月 21 日において、会社の社員退職金 規則に定める基準基本給を改訂された加算適用加入員については、平成 2 年 4 月 21 日から平成 2 年 5 月 21 日において会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂された加算適用加入員については、平成 2 年 5 月 21 日からそれぞれ適用する。

(給付に関する経過措置)

第 2 条 平成 2 年 4 月 21 日においてこの基金の給付を受ける権利を有する者及び平成 2 年 4 月 21 日において会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂されなかった者で、平成 2 年 4 月 22 日から平成 2 年 5 月 21 日までの間に、この基金の給付を受ける権利を取得した者については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 3 条 平成 2 年 9 月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(資産運用拡大に関する法改に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可を受けた日から施行する。

附 則

(代議員定数及び理事定数の変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、次期総選挙（平成 4 年 9 月 2 5 日）から施行する。

附 則

(退職金改訂に伴う加算部分の給付改善)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 4 年 9 月 2 1 日から適用する。ただし、第 7 2 条及び第 7 3 条については、平成 4 年 1 0 月 1 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第 2 条 平成 4 年 9 月 2 1 日現在においてこの基金の給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 3 条 平成 4 年 9 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(年金経理から業務経理への繰入に関する法改に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(委託会社及び委託割合の変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(委託会社及び委託割合の変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(女子免除料率の引上げに関する法改に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第 1 条 平成 5 年 12 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(退職金改訂に伴う加算部分の給付改善)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 2、別表 2 の 2 及び別表 5 については、平成 6 年 3 月 21 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第 2 条 平成 6 年 3 月 21 日前において、この規約の変更前の規約による給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 3 条 平成 6 年 3 月以前の月分に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(法改に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 6 年 11 月 22 日から施行し、平成 6 年 11 月 1 日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第 2 条 平成 6 年 11 月 1 日以前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日までに引き続き加入員の資格を有する者であって、平成 6 年 10 月の標準給与の月額が 86 千円以下であるもの又は 530 千円であるもの（当該標準給与の月額的基础となった給与の月額が 545 千円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額的基础となった給与の月額を国民年金保険法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 95 号）による改正後

の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改正する。

2 前項の規定により改正された標準給与は、平成6年11月から平成7年9月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成6年10月以前にこの月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則

(在職老齢年金の支給停止方法の取扱)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成7年4月1日より施行する。

(支給停止に関する経過措置)

第2条 この規約による改正後の日立電子サービス厚生年金基金規約(以下「改正後の基金規約」という。)の退職年金又は減額退職年金(以下「退職年金等」という。)の受給権者(昭和10年4月1日以前に生まれた者に限る。)については、その者が加入員である日が属する月において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第55条又は第64条の規定は適用せず、この規約における改正前の日立電子サービス厚生年金基金規約(以下「改正前の基金規約」という。)第55条又は第64条の規定は、なおその効力を有する。

(1) 当該退職年金等の額につき改正後の基金規約第55条第4項又は第64条第4項の規定を適用して計算した場合におけるその支給額が停止される部分の額

(2) 当該退職年金等の額につき改正前の基金規約第55条第4項又は第64条第4項の規定を適用して計算した場合におけるその支給額が停止される部分の額

(給付に関する経過措置)

第3条 平成7年4月1日前において改正前の基金規約の退職年金等の受給権を有していた者については、その者が加入員である日が属する月において、前条1号に掲げる額が同条第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第55条又は第64条の規定は適用せず、改正前の基金規約第55条又は第64条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(育児休業中の加入員の掛金取扱)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成7年4月1日より施行する。

附 則

(特別勘定第一特約運用委託に関する取扱)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(育児休業等に関する法律の題名改正に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(財政の安定化を図るための特例掛金の設定)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 8 年 2 月 1 日から適用する。

(特例掛金)

第 2 条 この基金は、第 72 条に規定する掛金のほか、財政運営の安定化を目的として、規約に基づく給付に要する費用に充てるため、平成 8 年 2 月から 3 月迄の各月につき、特例掛金を徴収する。

2 前項の特例掛金の額は、加入員の標準給与月額に 1,000 分の 114 を乗じて得た額とする。

3 第 1 項の特例掛金は、事業主が全額負担する。

(掛金に関する経過措置)

第 3 条 平成 8 年 1 月以前及び 4 月以後に係る掛金については、この規約による変更前の規約の定めるところによる。

附 則

(検証計算結果に基づく掛金率の変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第 2 条 平成 8 年 3 月以前の月分に係る掛金については、この規約による変更前の規約の定めるところによる。

附 則

(株式会社中国日立ビジネス機器が、設立事業所として編入)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 8 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則

(過去勤務債務の弾力償却方法導入に伴う掛金率の変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第 2 条 平成 9 年 3 月以前の月分に係る掛金については、この規約による変更前の規約の定めるところによる。

附 則

(資産運用拡大による自主運用の認定・認可に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

(給付費等の負担割合に関する経過措置)

第 2 条 この規約変更の施行日から平成 9 年 6 月 1 5 日までの間について、改正後の第 8 1 条の規定を適用する場合においては、同条第 6 項第 1 号中「当該契約に係る前事業年度の 1 月末日における資産割合」とあるのは「附則別表 (1) に掲げる信託会社と締結した法第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定による年金信託契約において同表に掲げる割合」と同条第 7 項第 1 号中「当該契約に係る前事業年度の 1 月末日における資産割合」とあるのは「附則別表 (2) に掲げる生命保険会社と締結した法第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定による年金保険契約において同表に掲げる割合」とする。

別表（１）

信 託 会 社	割 合
東洋信託銀行株式会社	１００分の２８
安田信託銀行株式会社	１００分の２４

別表（２）

生 命 保 険 会 社	割 合
日産生命保険相互会社	１００分の２２
第一生命保険相互会社	１００分の１３
日本生命保険相互会社	１００分の ９
大同生命保険相互会社	１００分の ３
住友生命保険相互会社	１００分の １

附 則

（資産配分規制の廃止及び運用体制の整備に伴う変更）

（施行期日）

第 １ 条 この規約は、平成１０年２月１０日から施行し、平成９年１２月２５日から適用する。

附 則

（非継続基準による財政検証の新設及び解散した場合の残余財産の配分）

（施行期日）

第 １ 条 この規約は、認可の日から施行、平成１０年３月１日から適用する。

（最低保全給付から控除する過去勤務債務の未償却分に相当する給付額）

第 ２ 条 第９４条の３に定める加入員である者の最低保全給付は、次の各号に定める場合に生じた過去勤務債務の未償却分に相当する給付額を控除したものとする。

- （１） 給付の算定基礎に基金設立前の期間を含めた場合
- （２） 給付改善した場合

附 則

（特別掛金収入現価を償却する年数の短縮化に伴う変更）

(施行期日)

第 1 条 この規約は平成10年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第 2 条 平成10年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(基金の給付と雇用保険の給付との併給調整を実施しないことによる変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(特別掛金収入現価を償却する年数の短縮化に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成11年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第 2 条 平成11年3月以前の月分に係る掛金については、この規約による変更前の規約の定めるところによる。

附 則

(積立金の管理及び運用の契約を締結し、運用管理規程に定めることとした変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則

(年金受給権者に係る生存に関する証明書の提出)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成12年3月1日から適用する。

附 則

(基本部分の年金給付乗率の引下げと加算部分の予定利率の引下げによる変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

予定利率 5.5% → 4.5%
保証期間 14 年 → 20 年

(基本退職年金額に関する経過措置)

第 2 条 平成 12 年 4 月 1 日現在この基金の加入員である者の基本退職年金額は、第 47 条の規定に係らず、次の各号により算出された額を合算して得た額とする。

- (1) 加入員であった全期間の平均給与月額 $9,025 / 1,000$ (別表 12 の生年月日欄に掲げる者については、同表の (A) 欄の給付乗率欄のように読み替えるものとする。) に相当する額に、平成 12 年 3 月までの加入員期間の月数を乗じて得た額。
- (2) 加入員であった全期間の平均給与月額 $7,825 / 1,000$ (別表 12 の生年月日欄に掲げる者については、同表の (B) 欄の給付乗率欄のように読み替えるものとする。) に相当する額に、平成 12 年 4 月以降の加入員期間の月数を乗じて得た額。

2 平成 12 年 4 月 1 日前にこの基金の加入員の資格を喪失した者で、平成 12 年 4 月 1 日以降この基金に再加入した者の基本退職年金額も前項の規定によるものとする。

(給付に関する経過措置)

第 3 条 平成 12 年 4 月 1 日前において、この規約による給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 4 条 平成 12 年 4 月以前の月分に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(厚生年金保険法の改正に伴う基本部分の支給乗率の引下げによる変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(年金額に関する経過措置)

第 2 条 平成 12 年 4 月 1 日前においてこの規約による改正前の基金規約の退職年金の受給権を有していた者に支給する当該退職年金等の額については、なお、従前の例による。

2 平成 12 年 3 月以前の月に係るこの規約による改正前の基金規約による退職年金等であつて、同年 4 月 1 日においてまだ支給されていないものについては、なお、従前の例に

よる。

附 則

(厚生年金保険法の改正に伴う育児休業に係る事業主負担の免除による変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(育児休業期間中の者の経過措置)

第 2 条 平成12年4月1日前にこの規約による改正前の第73条の2の規定に基づく申出をした者であつて、同月末日以後に育児休業が終了するものについては、同月1日にこの規約による改正後の第73条の2の規定に基づく申出があつたものとみなして、同条の規定を適用する。

(掛金に関する経過措置)

第 3 条 平成12年3月以前の月分に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(厚生年金基金の運用規制緩和に伴う契約の締結による変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成12年9月7日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

附 則

(厚生年金保険法の改正に伴う学識経験監事の廃止による変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成12年9月25日から施行する。

附 則

(厚生年金保険法の改正に伴う標準報酬月額の変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成12年10月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第 2 条 平成12年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年7月1日から同年9月30日までの間に加入員の資格を取得した者又は法第23条第1項の規定の例により同年8月若しくは同年9月か

ら標準給与が改定された者であって、同年同月の標準給与の月額が92,000円であるもの又は590,000円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額が605,000円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）第4条による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

- 2 前項の規定により改定された標準給与は、平成12年10月から平成13年9月までの各月の標準給与とする。

附 則

（中央省庁等改革関係法施行法の施行に伴う変更）

（施行期日）

- 第1条 この規約は、平成13年2月14日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

（基金住所表示の訂正に伴う変更）

（施行期日）

- 第1条 この規約は、平成13年2月14日から施行する。

附 則

（設立事業所の名称変更に伴う変更）

（施行期日）

- 第1条 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

（業務委託先の名称変更に伴う変更）

（施行期日）

- 第1条 この規約は、平成14年1月15日から施行する。

附 則

（厚生年金保険法の変更に伴う支給開始年齢の引き上げに伴う変更）

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(加入員の資格に関する経過措置)

第 2 条 昭和 7 年 4 月 2 日以後に生まれた者であり、かつ平成 14 年 3 月 31 日においてこの基金の設立事業所に使用される被保険者（加入員であるものを除く。）であって、同年 4 月 1 日において引き続き当該事業所に使用される者は、同日に加入員の資格を取得する。

(給付に関する経過措置)

第 3 条 平成 14 年 4 月 1 日において、この規約による変更前の基金規約に基づき退職年金の給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

附 則

(業務概況の周知の規定が定められたことに伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 14 年 9 月 18 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(脱退事業所に係る特別掛金の取扱いが定められたことに伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行する。

(脱退事業所に係る特別掛金)

第 2 条 この基金は、この基金の設立事業所が任意脱退又は営業譲渡により設立事業所でなくなったとき（設立事業所でなくなった事業主の権利義務を承継する事業主が、引続きこの基金の設立事業所の事業主として存続する場合を除く。）は、当該設立事業所（以下「脱退事業所」という。）の事業主から、脱退事業所に係る次の各号に掲げる債務を特別掛金として徴収するものとし、設立事業所でなくなった日（以下「脱退日」という。）の属する月の前月末日までに納入の告知を行う。

(1) 特別掛金収入現価

(2) 繰越不足金

(3) 資産勘定に計上された特例調整金

2 前項に定める特別掛金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 前項第 1 号に定める債務

脱退する直前の財政決算日（脱退日の属する月が 1 月から 9 月までの場合は前年 3 月末日、10 月から 12 月までの場合は同年 3 月末日とする。以下、「直前の決算

日」という。)における特別掛金収入現価に、設立事業所でなくなった日(以下、「脱退日」という。)の直前の決算時におけるこの基金の加算適用加入員の基準基本給月額総額に対する脱退事業所の加入員に係る基準基本給月額総額の割合(以下「拠出率」という。)を乗じ、脱退日の属する月(脱退日が月末の場合はその翌日。以下同じ。)の末日まで予定利率により付利した額から、直前の決算日から脱退日までに脱退事業所が負担した債務の額に脱退日の属する月の末日まで予定利率により付利した額を控除して得た額。

(2) 前項第2号に定める債務

脱退日の直前の決算日における繰越不足金に、脱退日の直前の決算時におけるこの基金の加算適用加入員の基準基本給月額総額に対する脱退事業所の加入員に係る基準基本給月額の割合(以下「拠出率」という。)を乗じ、脱退日の属する月の末日まで予定利率により付利した額。

(3) 前項第3号に定める債務

脱退日の直前の決算時における資産勘定に計上された特例調整金に拠出率を乗じ、脱退日の属する月の末日まで予定利率により付利した額。

- 3 脱退事業所の事業主は、第1項の規定により納入の告知をされた特別掛金について、脱退日の属する月の翌月末日までに、この基金に納付しなければならない。

附 則

(積立上限額を超える場合の掛金の控除に関する変更)

この規約は、認可の日から施行し、平成14年9月18日から適用する。

附 則

(確定給付企業年金法の施行による基金解散時に徴収する掛金の取扱)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成14年9月18日から適用する。

(解散前不足見込額及び解散時不足額に関する経過措置)

第2条 第94条の4及び第94条の5の規定の適用については、当分の間、当該条項中「最低積立基準額」とあるのは「最低責任準備金の額」とする。

附 則

(将来期間の代行部分の支給義務の停止に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行する。

H15.3.14 将来停止

(給付に関する経過措置)

第2条 退職年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該基金の受給権者

に支給する年金の額は、この規約による改正後の日立電子サービス厚生年金基金規約（以下「改正後の基金規約」という）に基づいて支給される年金の額に、次項に規定する額を加算した額とする。ただし、その者が次の各号のいずれにも該当しなくなったときには、本条を適用せず、該当しなくなった月の翌月から、年金額を改定する。

- (1) 基金の受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有さない場合
 - (2) 基金の受給権者が障害厚生年金の受給権を有する者であつて、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
 - (3) 基金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する場合であつて、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
 - (4) 基金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する場合であつて、法第38条の2第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の2分の1に相当する額の停止が解除されている場合
 - (5) 基金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である場合
- 2 基金の受給権者が前項の各号のいずれかに該当する場合にその者の年金の額に加算する額は、次の各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号から第3号に該当する場合
この規約による改正前の日立電子サービス厚生年金基金規約（以下「改正後の基金規約」という）を適用した場合に支給されることとなる年金の額から改正後の基金規約にもとづいて支給される年金の額を控除して得た額
 - (2) 前項第4号に該当する場合
前項第5号に規定する額の2分の1に相当する額
 - (3) 前項第5号に該当する場合
次のアに掲げる額からイ及びウに掲げる額の合計額を控除した額
ア 改正前の基金規約を適用した場合に支給されることとなる年金の額
イ 改正後の基金規約に基づいて支給される年金額
ウ 法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員であつた期間の平均標準給与の月額1,000分の7.125（別表第12の2の生年月日欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする）に相当する額に法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額に、当該受給権者が支給を受けている老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額を当該受給権者が被保険者でなかったとした場合に支給されることとなる老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額で除して得た率を乗じて得た額

第3条 法附則第30条第1項の認可の日前に既にその額が計算されて退職年金を受ける権利を有する者に支給する当該退職年金については、なお従前の例による。

（中途脱退者に係る支給義務の承継に関する経過措置）

第4条 法附則第30条第1項の認可の日前において、改正前の基金規約に基づき退職年金の支給に関する義務を連合会に移転した中途脱退者が、法附則第30条第1項の認可の日以後再びこの基金の加入員となった場合の、その者に係る退職年金の支給に関する義務の承継並びに当該給付の現価相当額の交付の請求については、改正後の基金規約は適用せず、改正前の基金規約第57条の規定は、なおその効力を有する。

（掛金に関する経過措置）

第5条 法附則第30条第1項の認可の日の属する月の前月までの月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

（上乗せ年金に関する経過措置）

第 6 条 平成 12 年 4 月 1 日現在この基金の加入員であった者の代行上乗せ年金は、加入員であった全期間の平均標準給与の月額に 1,000 分の 9.344 (別表 12 の生年月日欄に掲げる者については同表の (A) 欄に読み替えるものとする。) から 1,000 分の 7.125 (別表 12 の 2 の生年月日欄に掲げる者については同表の右欄に読み替えるものとする。) を控除した率を乗じて得た額に相当する額に平成 12 年 3 月までの加入員期間の月数を乗じて得た額と、加入員であった全期間の平均標準給与の月額に 1,000 分の 8.144 (別表 12 の生年月日欄に掲げる者については同表の (B) 欄に読み替えるものとする。) から 1,000 分の 7.125 (別表 12 の 2 の生年月日欄に掲げる者については同表の右欄に読み替えるものとする。) を控除した率を乗じて得た額に相当する額に平成 12 年 4 月以降の加入員期間の月数を乗じて得た額を合算した額とする。

附 則

(財政再計算結果に基づく掛金率の変更)

この規約は、認可の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(総報酬制の施行に伴う変更)

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

設立事業所の名称及び所在地	
名 称	所 在 地
日立電子サービス株式会社	神奈川県横浜市戸塚区
日立電子サービス労働組合	神奈川県横浜市戸塚区
株式会社日立エイチ・ピー・エム	東京都品川区
株式会社日立テクニカルコミュニケーションズ	神奈川県横浜市戸塚区

別表 2

(加算退職年金額の支給乗率)			
加算適用 期 間	乗 率	加算適用 期 間	乗 率
1 5 年	2. 637	2 6 年	3. 225
1 6	2. 697	2 7	3. 273
1 7	2. 755	2 8	3. 322
1 8	2. 811	2 9	3. 371
1 9	2. 866	3 0	3. 421
2 0	2. 919	3 1	3. 470
2 1	2. 972	3 2	3. 520
2 2	3. 024	3 3	3. 572
2 3	3. 075	3 4	3. 624
2 4	3. 128	3 5	3. 678
2 5	3. 175		

(注) A年Bヵ月の場合の率 (小数点以下第4位四捨五入)

$$= A \text{ 年の乗率} + \{ (A + 1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率} \} \times B / 12$$

別表2の2

(第1脱退一時金の支給乗率)

加算適用 期 間	定 年	やむを得 ない事由	自己都合	加算適用 期 間	自己都合
1 年	0.882	0.221	0.172	1 6 年	2.900
2	1.746	0.437	0.340	1 7	3.113
3	2.619	0.655	0.509	1 8	3.334
4	3.483	0.871	0.677	1 9	3.560
5	4.356	1.089	0.847	2 0	3.791
6	5.229	1.307	1.017	2 1	4.030
7	6.120	1.530	1.190	2 2	4.277
8	7.020	1.755	1.365	2 3	4.531
9	7.929	1.982	1.542	2 4	4.792
1 0	8.865	2.216	1.724	2 5	5.061
1 1	9.819	2.455	1.909		
1 2	10.782	2.696	2.097		
1 3	11.781	2.945	2.291		
1 4	12.798	3.200	2.489		
1 5	13.842	3.461	2.692		

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第4位四捨五入)

$$= A \text{ 年の乗率} + \{ (A + 1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率} \} \times B / 12$$

別表 3

(年 齢 別 乗 率)

年 齢	乗 率	年 齢	乗 率
3 0 歳	0. 2827	4 6 歳	0. 1398
3 1	0. 2705	4 7	0. 1338
3 2	0. 2589	4 8	0. 1280
3 3	0. 2477	4 9	0. 1225
3 4	0. 2370	5 0	0. 1172
3 5	0. 2268	5 1	0. 1122
3 6	0. 2171	5 2	0. 1073
3 7	0. 2077	5 3	0. 1027
3 8	0. 1988	5 4	0. 0983
3 9	0. 1902	5 5	0. 0941
4 0	0. 1820	5 6	0. 0900
4 1	0. 1742	5 7	0. 0861
4 2	0. 1667	5 8	0. 0824
4 3	0. 1595	5 9	0. 0789
4 4	0. 1526	6 0 歳	0. 0755
4 5	0. 1461		

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)

$$= A \text{ 年の乗率} + \{ (A + 1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率} \} \times B / 12$$

別表 4

(年 齢 別 乗 率)

年 齢	乗 率
5 6 歳	0.799
5 7	0.845
5 8	0.894
5 9	0.946
6 0	1.000

別表 5

(脱退一時金の支給乗率)

加算適用 期 間	定 年	やむを得ない 事 由	自 己 都 合
1 年	0.882	0.172	0.147
2	1.746	0.340	0.291
3	2.619	0.509	0.437
4	3.483	0.677	0.581
5	4.356	0.847	0.726
6	5.229	1.017	0.872
7	6.120	1.190	1.020
8	7.020	1.365	1.170
9	7.929	1.542	1.322
1 0	8.865	1.724	1.478

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第4位四捨五入)

$$= A \text{ 年の乗率} + \{ (A + 1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率} \} \times B / 12$$

別表 6

(脱退一時金の支給乗率)

加算適用 期 間	率	加算適用 期 間	率
1 年	0.098	1 9 年	2.034
2	0.194	2 0	2.166
3	0.291	2 1	2.303
4	0.387	2 2	2.444
5	0.484	2 3	2.589
6	0.581	2 4	2.738
7	0.680	2 5	2.892
8	0.780	2 6	3.051
9	0.881	2 7	3.215
1 0	0.985	2 8	3.384
1 1	1.091	2 9	3.559
1 2	1.198	3 0	3.739
1 3	1.309	3 1	4.011
1 4	1.422	3 2	4.296
1 5	1.538	3 3	4.593
1 6	1.657	3 4	4.904
1 7	1.779	3 5	5.229
1 8	1.905		

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第4位四捨五入)

$$= A \text{ 年の乗率} + \{ (A + 1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率} \} \times B / 12$$

別表7 削除

別表8

(年 齢 別 乗 率)

年 齢	乗 率	年 齢	乗 率
3 0 歳	3. 5377	4 6 歳	7. 1545
3 1	3. 6969	4 7	7. 4765
3 2	3. 8632	4 8	7. 8129
3 3	4. 0371	4 9	8. 1645
3 4	4. 2188	5 0	8. 5319
3 5	4. 4086	5 1	8. 9158
3 6	4. 6070	5 2	9. 3170
3 7	4. 8143	5 3	9. 7363
3 8	5. 0309	5 4	10. 1744
3 9	5. 2573	5 5	10. 6323
4 0	5. 4939	5 6	11. 1107
4 1	5. 7411	5 7	11. 6107
4 2	5. 9995	5 8	12. 1332
4 3	6. 2695	5 9	12. 6792
4 4	6. 5516	6 0 歳 以上	13. 2497
4 5	6. 8464		

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)

$$= A \text{ 年の乗率} + \{ (A + 1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率} \} \times B / 12$$

別表 9

4.5%

(支給済期間別乗率)

支給済期間	乗 率	支給済期間	乗 率
0 年	13. 2497	1 1 年	7. 4039
1	12. 8274	1 2	6. 7185
2	12. 3860	1 3	6. 0022
3	11. 9248	1 4	5. 2538
4	11. 4429	1 5	4. 4716
5	10. 9392	1 6	3. 6542
6	10. 4129	1 7	2. 8001
7	9. 8629	1 8	1. 9075
8	9. 2881	1 9	0. 9747
9	8. 6875	2 0	0. 0000
1 0	8. 0598		

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)

$$= A \text{ 年の乗率} + \{ (A + 1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率} \} \times B / 12$$

別表 10

(年齢別乗率)	
年 齢	乗 率
40歳	5.3685
41	5.6070
42	5.8579
43	6.1205
44	6.3965
45	6.6858
46	6.9882
47	7.3031
48	7.6346
49	7.9809
50	8.3445
51	8.7228
52	9.1210
53	9.5387
54	9.9739
55	10.4277
56	10.9342
57	11.4160
58	11.9165
59	12.4412
60歳	12.9894

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)

=A年の乗率 + { (A+1) 年の乗率 - A年の乗率 } × B / 12

別表 11 削除

別表 11 の 2 削除

別表 12

生 年 月 日 別 給 付 乗 率

生 年 月 日	(A)	(B)
	平成 12 年 3 月までの 加入員期間にかかる 給 付 乗 率	平成 12 年 4 月以降の 加入員期間にかかる 給 付 乗 率
昭和 2 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の12.219	1000分の11.019
昭和 2 年 4 月 2 日から昭和 3 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の12.079	1000分の10.879
昭和 3 年 4 月 2 日から昭和 4 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の11.939	1000分の10.739
昭和 4 年 4 月 2 日から昭和 5 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の11.799	1000分の10.599
昭和 5 年 4 月 2 日から昭和 6 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の11.659	1000分の10.459
昭和 6 年 4 月 2 日から昭和 7 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の11.529	1000分の10.329
昭和 7 年 4 月 2 日から昭和 8 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の11.389	1000分の10.189
昭和 8 年 4 月 2 日から昭和 9 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の11.259	1000分の10.059
昭和 9 年 4 月 2 日から昭和 10 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の11.129	1000分の 9.929
昭和 10 年 4 月 2 日から昭和 11 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の11.009	1000分の 9.809
昭和 11 年 4 月 2 日から昭和 12 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の10.879	1000分の 9.679
昭和 12 年 4 月 2 日から昭和 13 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の10.759	1000分の 9.559
昭和 13 年 4 月 2 日から昭和 14 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の10.629	1000分の 9.429
昭和 14 年 4 月 2 日から昭和 15 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の10.509	1000分の 9.309
昭和 15 年 4 月 2 日から昭和 16 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の 9.99	1000分の 8.79
昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 17 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の 9.876	1000分の 8.676
昭和 17 年 4 月 2 日から昭和 18 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の 9.762	1000分の 8.562
昭和 18 年 4 月 2 日から昭和 19 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の 9.658	1000分の 8.458
昭和 19 年 4 月 2 日から昭和 20 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の 9.553	1000分の 8.353
昭和 20 年 4 月 2 日から昭和 21 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の 9.449	1000分の 8.249
昭和 21 年 4 月 2 日以後に生まれた者	1000分の 9.344	1000分の 8.144

別表12の2

生 年 月 日 別 代 行 給 付 乗 率

生 年 月 日	給付乗率
昭和 2年4月1日までに生まれた者	1000分の10.000
昭和 2年4月2日から昭和 3年4月1日までに生まれた者	1000分の9.860
昭和 3年4月2日から昭和 4年4月1日までに生まれた者	1000分の9.720
昭和 4年4月2日から昭和 5年4月1日までに生まれた者	1000分の9.580
昭和 5年4月2日から昭和 6年4月1日までに生まれた者	1000分の9.440
昭和 6年4月2日から昭和 7年4月1日までに生まれた者	1000分の9.310
昭和 7年4月2日から昭和 8年4月1日までに生まれた者	1000分の9.170
昭和 8年4月2日から昭和 9年4月1日までに生まれた者	1000分の9.040
昭和 9年4月2日から昭和10年4月1日までに生まれた者	1000分の8.910
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までに生まれた者	1000分の8.790
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までに生まれた者	1000分の8.660
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までに生まれた者	1000分の8.540
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までに生まれた者	1000分の8.410
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までに生まれた者	1000分の8.290
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までに生まれた者	1000分の7.771
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までに生まれた者	1000分の7.657
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までに生まれた者	1000分の7.543
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までに生まれた者	1000分の7.439
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までに生まれた者	1000分の7.334
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までに生まれた者	1000分の7.230
昭和21年4月2日以後に生まれた者	1000分の7.125

別表 13

(第2 特例退職一時金支給率)

年 齢	率
50 歳	44.000
51	38.564
52	33.600
53	29.110
54	25.519
55	21.928
56	18.764
57	15.255
58	14.510
59	12.437
60	10.837
61	9.455
62	7.282
63	4.982
64	2.555
65	0

(注) A歳Bヵ月の場合の率(小数点以下第4位四捨五入)
 $= A\text{歳の率} + \{ (A+1)\text{歳の率} - A\text{歳の率} \} \times B / 12$

6
2
6

○

○